

札幌市多文化共生・国際交流基本方針
～世界中の多様な人々とともに生きる都市さっぽろ～
(案)

令和5年12月

札幌市総務局国際部

目次

第1章 札幌市多文化共生・国際交流基本方針の策定にあたって ······	1
1－1 策定の目的 ······	2
1－2 基本方針の位置付け ······	3
1－3 対象期間 ······	4
第2章 札幌をとりまく近年の社会情勢・国際情勢 ······	5
2－1 人口減少と外国人材の受け入れ ······	6
2－2 感染症や自然災害による外国人への影響 ······	10
2－3 国際交流・国際協力をとりまく環境の変化 ······	11
第3章 基本方針で目指す姿 ······	13
3－1 国際戦略プランの取組結果 ······	14
3－2 札幌市の現状の課題及び課題解決の方向性 ······	17
3－3 基本方針における目指す姿と5つの目標 ······	19

第4章 5つの目標における施策の方向性	21
4－1 目標1 だれもがつながり伝えあえるまち <コミュニケーション支援>	24
目標1－① 相談体制の整備、行政・生活情報の多言語化	26
目標1－② 日本語教育の推進	29
4－2 目標2 みんなが安心してくらせるまち <生活支援>	36
目標2－① 多方面の生活支援	38
目標2－② 教育機会の確保	40
目標2－③ 災害時の支援体制の整備	41
4－3 目標3 お互いをみとめあい、みんなが支えあうまち<意識啓発・社会参画>	44
目標3－① 多文化共生の意識啓発・醸成	46
目標3－② 外国人市民の社会参画促進	48
4－4 目標4 世界とともに生きるまち <国際交流・国際協力>	50
目標4－① 姉妹・友好都市をはじめとする国際交流の推進	52
目標4－② 世界冬の都市市長会の活用	54
目標4－③ 国際協力への理解促進	56
4－5 目標5 みんなでともに歩むまち <推進体制>	58
目標5－① 市役所の組織横断的な推進体制の構築	60
目標5－② 札幌国際プラザと一体となった施策推進体制の構築	61
目標5－③ 市民活動団体等との連携	62
目標5－④ 行政・関係機関、企業、大学等との連携	63
資料編	資料編 1

第1章

札幌市多文化共生・国際交流 基本方針の 策定にあたって

1) 策定の目的

明治初期、我が国は欧米の技術・学問・制度の導入を進め、札幌においても開拓使顧問のホーレス・ケプロンや、札幌農学校初代教頭のウィリアム・S・クラーク 博士など、多くの外国人が様々な技術を伝え、その後の近代化と発展に多大な功績を残しました。

現代においては、1972年（昭和47年）に開催した冬季オリンピックによって札幌の名が世界中で知られるようになりました。また、旅行先として見ると、北海道全体においても非常に人気が高く、訪日外国人の主要な訪問先となっています。

一方、我が国は少子高齢化や生産年齢人口の減少、それに伴う人手不足などの課題に直面しており、こうした課題に対応するため、新たな在留資格¹である「特定技能」²を創設し、外国人材の適正な受け入れ・共生のための取組を推進しています。札幌市においても、近年、外国人市民数が大きく増加しており、今後もさらに増えしていくことを見込んでいます。

札幌市では2014年（平成26年）に「札幌市国際戦略プラン」（以下「国際戦略プラン」という。）を策定し、海外の活力の取り込み、地域の活性化に繋がる戦略を展開しました。

また、2022年（令和4年）に策定した札幌市の最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」³（以下「戦略ビジョン」という。）において、まちづくり⁴の重要概念のうちの1つに「ユニバーサル（共生）」を位置づけ、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」の実現に取り組んでいくことを掲げました。

戦略ビジョンで示している「国内外から活力を呼び込み、人口減少などの成熟社会における課題をいち早く解決する拠点として、世界をリードし、持続可能⁵で、多様性と包摂性⁶のある世界都市」を目指す中では、国籍・民族・言語・文化的背景などの違いに関わらず、外国人市民も不便や不安を感じることなく、日本人市民と同じように安心して暮らすことのできる環境をつくっていくことが重要です。

そこで、行政、企業、市民活動団体などさまざまな主体が「多文化共生⁷社会」を実現していくにあたり、目指す姿及び実現に向けた取組の方向性を共有し、今後10年間、ともに行動していくための基本的な考え方を示すものとして「札幌市多文化共生・国際交流基本方針」を策定するものです。

1【在留資格】外国人が日本に在留する間、一定の活動を行うことができること又は一定の身分や地位を有する者としての活動ができる事を示す入管法上の法的な資格のこと。

2【特定技能】生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材の確保が困難な産業上の分野に限り、一定の専門性・技能及び日本語能力の基準を満たした外国人材に認められる在留資格で、2019年（平成31年）から同資格による受け入れを開始。

3【第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン】札幌市の最上位計画であり、札幌市のまちづくりの基本的な指針。2022年（令和4年）に「ビジョン編」、2023年（令和5年）に「戦略編」を策定。

4【まちづくり】快適な生活環境の確保、地域社会における安全や安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体。札幌市自治基本条例第2条第2項に規定するまちづくりと同義。

5【持続可能】人間活動、特に文明の利器を用いた活動が、将来にわたって持続できるかどうかを表す概念。環境問題やエネルギー問題だけでなく、経済や社会など人間活動全般に用いられる。

6【包摂性】社会的に弱い立場にある人々を含めた市民について、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会の一員として取り込み、支え合う考え方。

7【多文化共生】国籍などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

2) 基本方針の位置付け

札幌市多文化共生・国際交流基本方針（以下「基本方針」という。）は、最上位計画である戦略ビジョンで定める「まちづくりの重要概念」の中の「ユニバーサル（共生）」及び「まちづくりの基本目標6 互いに認め合い、支えあうまち」で掲げる基本的方向性に沿い、多文化共生及び国際交流に係る分野について、施策の基本的な方針等を定めるものです。また、今後、基本方針を踏まえて札幌市の中期実施計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2023⁸」（以下「AP」という。）などにおける多文化共生社会の実現に向けた各個別の施策や事業を実施していきます。

このほか「札幌市産業振興ビジョン」など、基本方針における多文化共生や国際交流等の取組と連動した施策の推進が必要な諸計画との間において連携・整合を図っていきます。

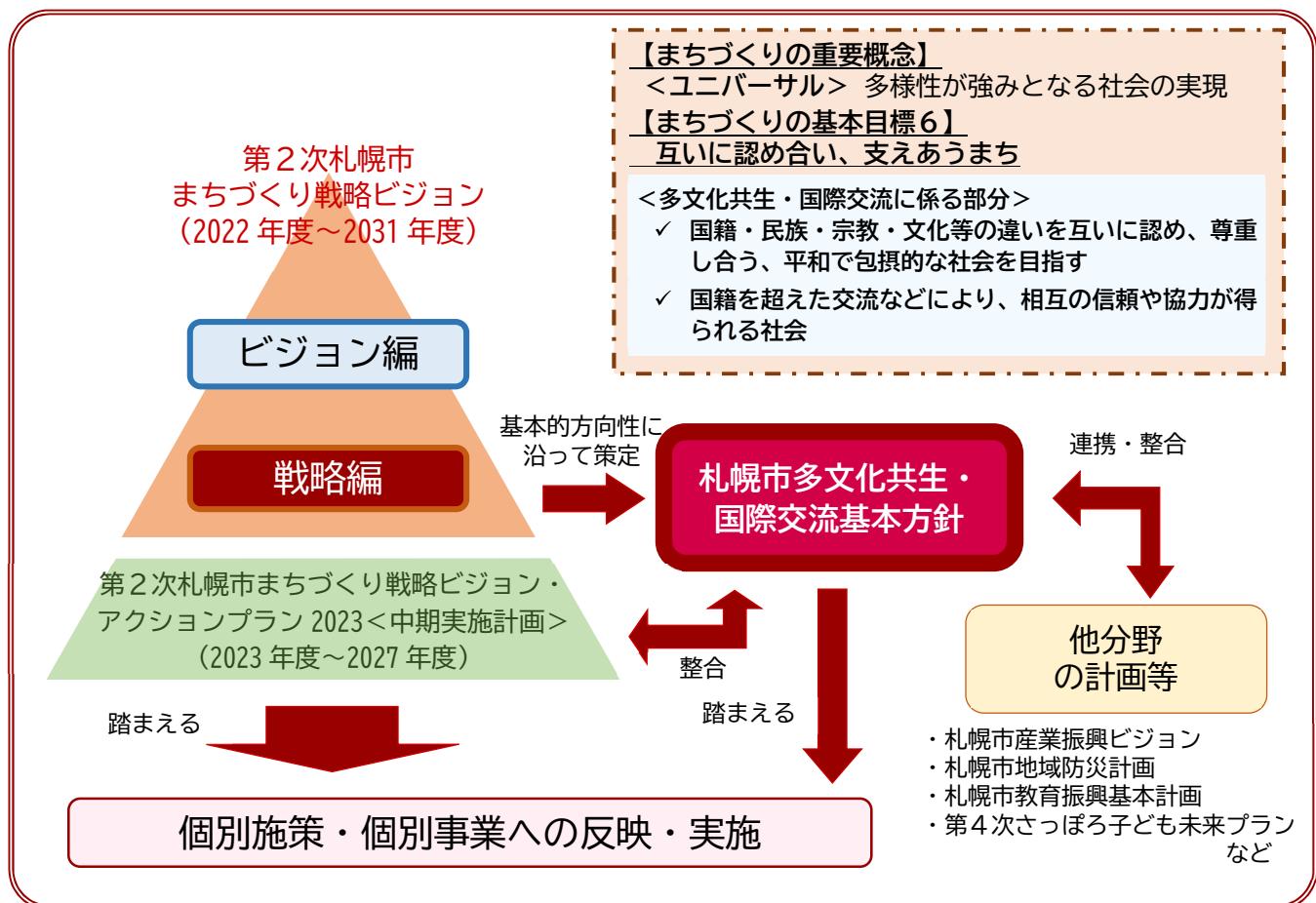


図 1-1
札幌市多文化共生・国際交流基本方針の体系

⁸ 【第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2023】2023 年度から 2027 年度（令和 5 年度から令和 9 年度）までの 5 年間を計画期間として、上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の実現と、市長公約に示された事項の着実な推進を図ることを目的として、「まちづくりの取組」と「行財政運営の取組」を一体的に進めるための中期実施計画。

3) 対象期間

基本方針は、対象期間を2023年度（令和5年度）から2032年度（令和14年度）の10年間とします。

関連する取組は札幌市の中期実施計画であるAP等に掲げて実施していくますが、緊急性・優先順位・所要期間等に応じて、「短期」と「長期」の区分に整理し、それぞれの期間ごとにるべき姿を示し、目指す姿の実現に向けて取組を推進します。また、「長期」に記載するものにおいても、取組の内容に応じて「短期」の時期に着手し、継続的な取組を通じて「長期」のるべき姿を目指していきます。

- 短期 AP期間内において目指すもの（～5年）
- 長期 次期中期実施計画期間までに目指すもの（～10年）

関連事業は行政評価などにより進捗管理を行うほか、今後、隔年で実施する外国人市民意識調査や外国人市民の意見を聞く枠組みなどを通じて、本市取組の効果や認知度、対処すべき課題などの実態を把握します。その上で得られた結果について、府内・府外へのフィードバックを実施し、実施期間中及び次期APの施策に反映していく予定です。

また、基本方針に設定する成果指標について振り返りを行い、効果的な施策展開を行っていくため、策定から概ね5年の段階で基本方針の見直しを行います。

基本方針の対象期間における事業展開イメージ

第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン

<2022～2031年度（令和5～13年度）>

第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン
・アクションプラン2023
<2023～2027年度（令和5～9年度）>

次期中期実施計画



札幌市多文化共生・国際交流基本方針

[年度] 2023 (令和5) → [年度] 2032 (令和14)

短 期 （～ 5 年）

長 期 （～ 10 年）

成果指標などを振り返り
基本方針を見直し

様々な施策・事業の実施→検討→振り返り
→さらなる実践・検討 →望ましい姿の検討→実践

図1-2 札幌市多文化共生・国際交流基本方針の対象期間における事業展開イメージ

第2章

札幌をとりまく

近年の社会情勢・国際情勢

1) 人口減少と外国人材の受け入れ

人口減少社会の到来

国立社会保障・人口問題研究所⁹が行った将来人口推計（2023 年度 [令和 5 年度] 推計）によると、今から約 50 年後の 2070 年（令和 52 年）には、日本の総人口が 2020 年（令和 2 年）国勢調査時点の約 7 割となる 8,700 万人に減少すると推計されています。

札幌市の人団推移

札幌市の人口は、これまでほぼ一貫して増加していましたが、少子化等を背景に 2021 年（令和 3 年）から人口減少に転じています。また、生産年齢人口¹⁰に着目すると、2005 年（平成 17 年）の 132 万人がピークとなっており、以降、2010 年（平成 22 年）には 129 万人、2020 年（令和 2 年）には 121 万人と減少傾向が続いており、2040 年代には 100 万人を割る見込みです。

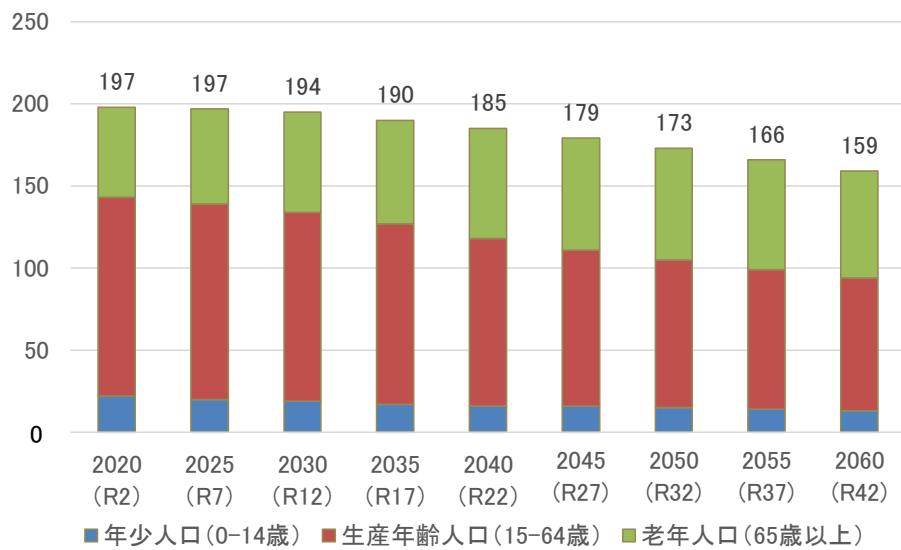


図 2-1 札幌市の将来人口推計
出典：札幌市（令和 2 年度国勢調査を元に推計）

⁹ 【国立社会保障・人口問題研究所】社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うことを通じて、国民の福祉向上に貢献することを目的として、1996 年（平成 8 年）に厚生労働省本省に設立された国立の研究機関。

¹⁰ 【生産年齢人口】15 歳以上 65 歳未満の人口

札幌市における外国人市民数の推移

札幌市の外国人市民数は、一貫して増加傾向にあり、2016年（平成28年）に10,000人を超える、2020年（令和2年）2月には、15,000人を突破するなど、急激な伸びを見せました。

同時に発生した新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響から一時的に外国人市民数は減少しましたが、再び増加に転じ、2023年（令和5年）年11月には過去最多の17,728人となりました。今後も後述する国の労働政策やグリーン・トランスフォーメーション（GX）¹¹等の投資活性化などを背景に、増加傾向は続くものと考えられます。在留資格別では、永住者が最も多く、次いで留学生、技能実習生の順となっています。

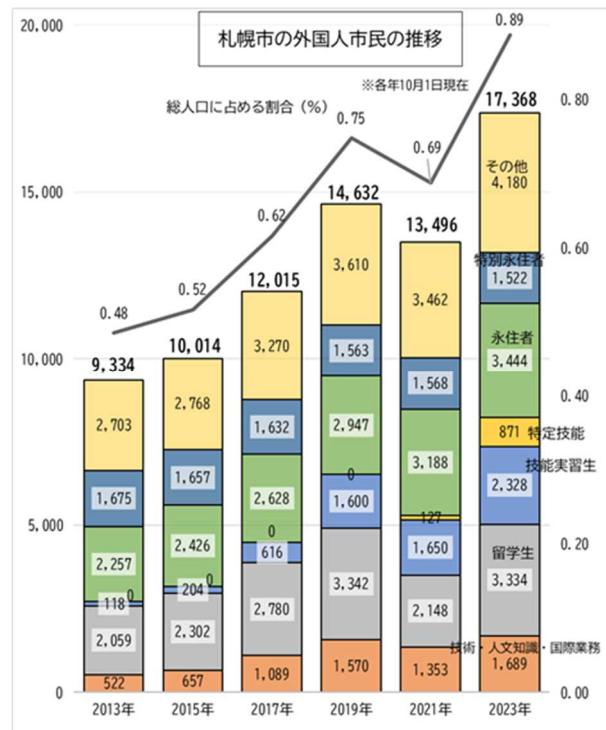


図2-2
札幌市の外国人市民数及び外国人市民割合の推移
(各年1月1日時点) 出典：札幌市

技能実習制度

技能実習制度は、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという趣旨で1993年（平成5年）に創設された制度であり、2010年（平成22年）の「技能実習」の在留資格創設後、同資格による外国人の在留人数が大きく増加しました。

現在、「技能実習」の在留資格により居住する外国人の多くは、全国で見ると建設関係や食品製造関係の職種に従事しています。また、北海道においては食品製造業、農業、建設関連工事業への従事者が多くなっています。（外国人技能実習制度に係る受入状況調査2021年度調査結果—北海道経済部実施）

近年、技能実習生の受け入れが増加する一方で、人づくりによる国際貢献という技能実習制度の目的と人手不足を補う労働力としての実態のかい離が生じているなどの問題が指摘されており、技能実習の制度目的と実態を踏まえ、国において技能実習制度と後述する特定技能制度について見直しが進められています。

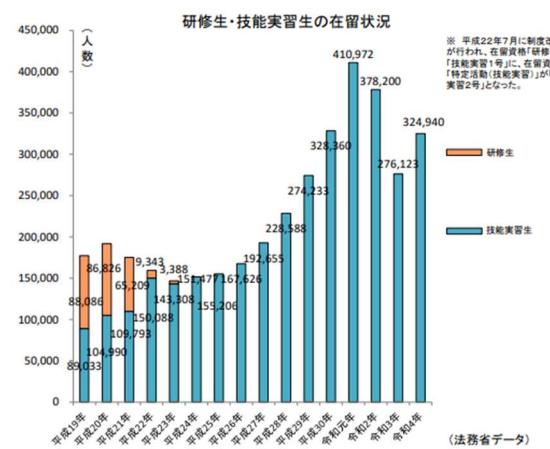


図2-3 技能実習生の在留数推移 出典：法務省

¹¹【グリーン・トランスフォーメーション（GX）】産業構造・社会構造を温室効果ガス排出につながる化石エネルギー中心から、再生可能エネルギーなどのクリーンエネルギー中心へ変革していくこと。

外国人材の受け入れ・共生に向けたうごき

① 特定技能制度、日本語教育の推進に関する法律

国は深刻化する人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人の受け入れを拡大していく方向性を示し、また、これらの外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図っていくため、2018年（平成30年）12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を示しました。この後、2019年（平成31年）4月に新たな在留資格である「特定技能1号」¹²・「特定技能2号」¹³が創設され、様々な分野において外国人材の受け入れが始まっています。さらに、2023年（令和5年）8月31日には、熟練した技能を持つ「特定技能2号」の対象業種が従来の2業種から11業種に拡大されました。

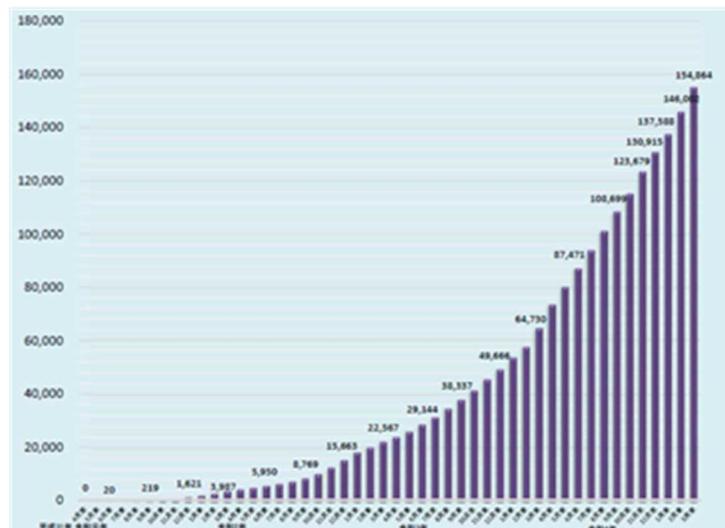


図2-4 日本全体における特定技能1号の人数推移
出典：出入国在留管理庁

特定技能2号の拡大

2業種

- ◆建設
- ◆造船・舶用工業（溶接区分のみ）

11業種

- ◆建設 ◆造船・舶用工業（全分野）
- ◆ビルクリーニング
- ◆素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業
- ◆自動車整備 ◆航空 ◆宿泊 ◆農業
- ◆漁業 ◆飲食料品製造業 ◆外食業

図2-5 2023年（令和5年）8月31日より拡大された「特定技能2号」の業種

「特定技能」制度は、技能実習制度の主旨とは異なり、労働者として外国人を受け入れる制度です。熟練した技能を持つ「特定技能2号」の在留資格を有する者は、「技能実習」や「特定技能1号」に設けられている在留期間の上限年数が撤廃されるほか、これらの在留資格では原則認められなかった家族滞在¹⁴も認められるようになります。今後、中・長期的に日本に居住できるようになります。

また、2019年（令和元年）6月に「日本語教育の推進に関する法律」が制定され、日本語教育を推進していくために日本語教育に係る基本理念や基本的施策が示されたほか、地方公共団体において日本語教育の基本的な方針を定めるよう努めることが明記されました。

¹²【特定技能1号】特定産業分野（12分野）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。在留期間の上限は通算5年まで。技能実習からの移行も可能。

¹³【特定技能2号】特定産業分野（介護分野を除く11分野）に属する長年の実務経験等により身についた熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。なお、介護分野は、別途在留資格の「介護」があるため、特定技能2号の対象外。

¹⁴【家族滞在】特定の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子に付与される在留資格。

② グリーン・トランスフォーメーション（GX）、産業集積の動向

札幌市は、日本の「脱炭素¹⁵先行地域」としてゼロカーボン都市「環境首都・札幌」を目指し、取組を進めています。

札幌市と北海道は、2023年（令和5年）4月に行われた「G7 気候・エネルギー・環境大臣会合」の開催を契機として、脱炭素社会の未来を拓く「北海道・札幌宣言」を発出し、再生可能エネルギーを最大限に導入するほか、再生可能エネルギーを活用する産業の振興や世界的な環境金融の呼び込みなどに積極的に取り組む決意を表明しました。

このような中、2023年（令和5年）6月には、北海道・札幌市が日本の再生可能エネルギーの供給基地になるとともに、世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積するアジア・世界の「金融センター」としての地位の確立を目指すため、産学官金の21機関からなるコンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」を立ち上げ、GX産業の集積と金融機能の強化集積を図ることにしました。



図2-6 「Team Sapporo-Hokkaido」の設立

また、近年の札幌圏における産業集積の大きな動きとして、Rapidus 株式会社¹⁶が進める千歳市への次世代半導体の製造拠点の整備が挙げられます。これに伴い、半導体製造に関する産業の近隣市町村への集積が予想されており、札幌市においても、この好機を捉えて市内産業の更なる振興につなげる取組を行っていく考えです。

こうした取組が進むことで、様々な投資や人材を札幌市に呼び込んでいくことになりますが、その中には、高度な知見や技術を持った外国人材も多数含まれていくと想定しています。多様なバックグラウンドや価値観を持った高度人材が集まることにより、イノベーション¹⁷などの新しい価値が生み出されることが期待されています。

¹⁵ 【脱炭素】地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする取組。温室効果ガスには、二酸化炭素のほかに、メタン、一酸化二窒素、フロンなども含まれるが、主たる温室効果ガスが二酸化炭素であるため「脱炭素」と呼ばれる。ゼロカーボンと同義。

¹⁶ 【Rapidus 株式会社】日本的主要企業8社の支援を受けて設立された半導体メーカー。千歳市に新工場を建設しており、2020年代後半に回路の幅が2nm以下の先端ロジック半導体の開発・量産を目指している。

¹⁷ 【イノベーション】革新的な技術や発想により新たな価値を生み出し、社会に大きな変化をもたらすこと。

2) 感染症や自然災害による外国人への影響

新型コロナウイルス感染症の発生

2020年（令和2年）に発生した感染症の影響により入国制限措置がとられたことなどから、国内のみならず海外からの人の流れに大きな影響が出ました。

札幌市においても、感染症の流行が始まった頃から、外国人市民数が減少はじめ、「留学」の在留資格を有する者が大きく減少したほか、「技術・人文知識・国際業務¹⁸」の在留資格による者も減少するなど、感染症による人の流れの影響を受けました。

また、感染症流行下においては、人の流れに係る影響だけではなく、外国人市民に対する感染症対策に係る情報発信の在り方について課題が浮き彫りとなつたほか、感染症に対する相談などの専門的な対応が求められる場面も多く見られました。

大規模な自然災害が発生した際の外国人対応

近年は大雨や洪水など異常気象による災害が頻発・激甚化しています。札幌市は近年大きな地震が発生せず、地震のリスクが比較的少ないといわれていましたが、2018年（平成30年）に発生した北海道胆振東部地震の際は、市内で最大震度6弱を観測するなど大きな被害が発生しました。

また、当該地震発生後は停電等の影響により帰宅困難者¹⁹が多く発生しました。この中には、市民だけではなく日本語によるコミュニケーションが難しい外国人観光客などが含まれており、避難所等での外国人避難者への対応や災害情報の発信、外国人のニーズを把握し必要な支援を行う仕組みの構築の必要性など、様々な課題が明らかになりました。

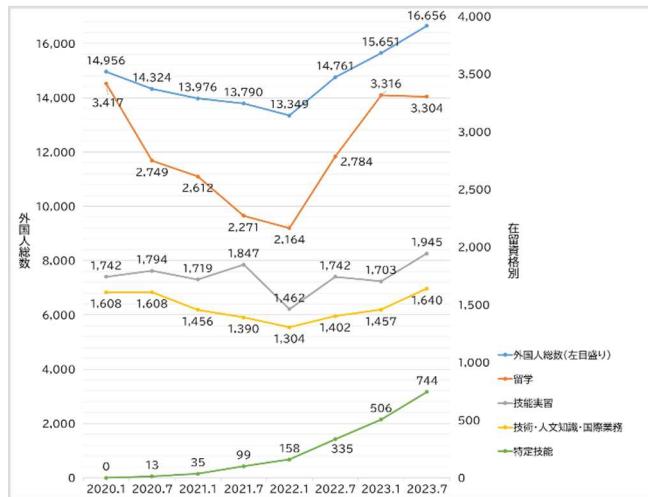


図2-7 在札外国人市民総数及び在留資格別人数（抜粋）
(2020年1月～2023年7月：隔月)

出典：札幌市



図2-8
北海道胆振東部地震の影響による帰宅困難者
場所：札幌駅地下歩行空間 出典：札幌市

¹⁸【技術・人文知識・国際業務】理学、工学等、自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学等の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基づく思考若しくは感受性を必要とする業務に從事する活動（例/エンジニア・デザイナー・通訳者等）

¹⁹【帰宅困難者】地震発生時に外出していた者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）のこと。（『大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン』2015年（平成27年）内閣府）

3) 国際交流・国際協力をとりまく環境の変化

交流手段の多様化

近年、デジタル技術や SNS²⁰の発達により、世界中の人々と個人単位で交流することが容易になってきました。また、昨今の感染症拡大の影響により、対面や往来による交流は難しくなっていましたが、こうしたデジタル技術を活かしたオンラインツールによる交流が浸透するなど、世界中の人々と交流するための手段が多様化しています。

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標 SDGs は、2015 年（平成 27 年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な解決のための 2030 アジェンダ」にて記載された地球上の「誰一人取り残さない」持続可能な開発と多様性と包摂性のあるよりよい世界を実現するための国際目標です。2030 年（令和 12 年）を年限とし、17 のゴール、169 のターゲットから構成されています。

札幌市は、2018 年（平成 30 年）に SDGs の達成に向けた優れた取組を提案する「SDGs 未来都市²¹」に選定されており、基本方針においても、SDGs で掲げる国際目標の実現に向けた取組を進めています。



図 2-9 SDGs 17 の国際目標 [出典] United Nations

地球規模の課題への対応

グローバル化²²の進展により、世界の国々が相互に与える影響や依存関係が強まっていく中、環境問題や難民・貧困に関する問題、紛争問題など地球規模の課題が存在します。

また近年、国家間の政治・経済・軍事における争いが顕在化しており、世界の平和及び秩序の維持における脅威となっています。

これらの課題については一つの国や地域などにより解決できるものではなく、国家間、都市間による連携など、様々な協力関係により解決を図っていく必要があります。

²⁰【SNS】ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録した利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービスのこと。

²¹【SDGs 未来都市】SDGs の理念に沿った基本的・総合的の取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の 3 側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現する能力が高い都市・地域として、国が選定するもの。

²²【グローバル化】ヒト、モノ、カネ、情報の国境を越えた移動が地球規模で盛んになり、政治や経済など様々な分野での境界線がなくなることで、相互依存の関係が深まっている現象。

第3章

基本方針で目指す姿

3

基本方針で目指す姿

1) 札幌市国際戦略プランの取組結果

国際戦略プランの概要

2014年（平成26年）に策定した国際戦略プランは、「創造性と活力あふれ、誰もが住みたくなる国際都市さっぽろ」を掲げ、これを支える3つの基本方針を設定し、海外との様々な交流から創造性を生み出す国際都市の実現に取り組んできました。

目指す国際都市像

創造性と活力あふれ、誰もが住みたくなる国際都市さっぽろ

3つの基本方針

- 基本方針I** 国際競争力の獲得～札幌の魅力発信と海外活力の取り込み～
- 基本方針II** 多文化共生社会の実現～多様性と創造性の創出～
- 基本方針III** 海外ネットワークの活用

～未来へつなぐ世界との互恵的協力関係の構築～



図3-1 札幌市国際戦略プランの概要

国際戦略プランでは、実施計画を1期と2期に分けて施策の推進を行っていく予定でしたが、対象期間は、経済のグローバル化が進展するとともに、少子高齢化や人口減少に伴い国内市場縮小が懸念される中、札幌市の経済の持続的な成長を図るため、海外の需要を積極的に取り込むことの重要性が高まっている状況にありました。そこで、経済、観光の両分野が連携して様々な交流や経済施策を積極的に展開するため、国際戦略プランにおいては実施計画（2期）を定めず、「基本方針I 国際競争力の獲得に係る取組」を経済・観光分野として推進することとし、多文化共生の実現及び海外ネットワークの活用に係る施策については国際戦略プランで定める施策の方向性に基づき事業を推進しました。

国際戦略プランの成果及び課題

■ 基本方針II 多文化共生社会の実現

【主な成果】

- さっぽろ外国人相談窓口の開設
- 札幌メディカルコミュニケーションホットライン（外国人医療受診サポート事業）のモデル事業の着手
- 初学者向けの日本語教室の開講（はじめてのにほんごクラス）
- 多言語電話通訳サービスの導入

【課題】

- 外国人の急速な増加に対応する取組や意識が十分ではない
- 国際戦略プラン期間に開始した様々なコミュニケーション・生活支援の内容の充実
- 外国人市民の視点を取り入れる仕組みが十分ではない

多文化共生に対応するため、外国人市民の生活の根幹を支える取組に着手してきました。これらの取組は、現在実施している外国人市民のコミュニケーション支援や生活支援の基礎となっていますが、外国人市民がこれまでにない規模まで増加することを踏まえると、基本方針の対象期間においても改めて在り方を検討し、内容の充実を図っていく必要があります。

一方で、まちづくりに外国人市民の視点を取り入れる取組では、外国人市民パートナー²³制度の活用などを進めてきましたが、まだ十分に活用されているとはいはず、多文化共生を進めるための仕組みとしては、さらなる手法を検討する余地があると考えられます。



図3-2 さっぽろ外国人相談窓口の案内

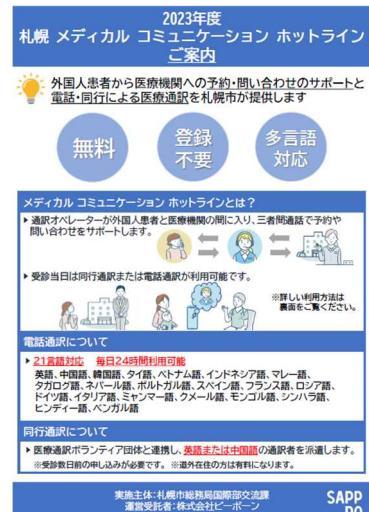


図3-3 札幌メディカルコミュニケーションホットラインの概要

²³【外国人市民パートナー】札幌を国際的な多文化共生のまちにするために、自らの経験や文化的背景を活用したいと考える外国人市民を広く募集・登録し、外国人の協力を必要とする団体からの依頼に基づいて、登録者への情報提供または登録者の派遣を行う制度。

■ 基本方針Ⅲ 海外ネットワークの活用

【主な成果】

- 姉妹・友好都市をはじめとした海外ネットワークの構築
- 姉妹・友好都市との多様な手段を用いた交流事業の実施
- 世界冬の都市市長会議を札幌市で開催
- JICA²⁴研修員の受け入れ・開発途上国への人的派遣を通じた国際協力

【課題】

- 海外ネットワークを活用した取組の効果が市民に十分に伝わっていない

海外ネットワークの活用を進める取組として、姉妹・友好都市との周年記念事業をはじめとしたさまざまな交流事業を実施してきました。

近年は、感染症の影響により、対面での交流が難しくなっていた時期がありましたが、姉妹・友好都市と築いてきたネットワークを活かし、小・中学生のオンライン交流を実施するなど、青少年の異文化理解を進めるよう取り組んでいます。

また、2016年（平成28年）には、世界冬の都市市長会²⁵の主要事業である世界冬の都市市長会議を34年ぶりに札幌で開催し、積雪寒冷地の都市間の学び合いを行うとともに、札幌市の魅力を国内及び国外へ発信しました。

海外ネットワークについては、これまでに培ってきた信頼を基礎とし互恵的な関係を構築してきましたが、このような取組に対する市民の認知度は高いとは言えない状況です。

2021年度（令和3年度）に行った市民意識調査の結果では、市民の姉妹・友好都市の総合的な認知度もドイツ・ミュンヘン市以外については、半数以下にとどまっており、海外と構築したネットワークの効果を十分に市民に伝えられていないと考えられます。

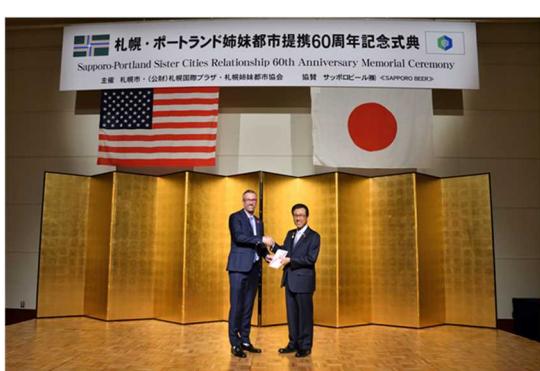


図3-4
札幌・ポートランド姉妹都市提携60周年記念式典

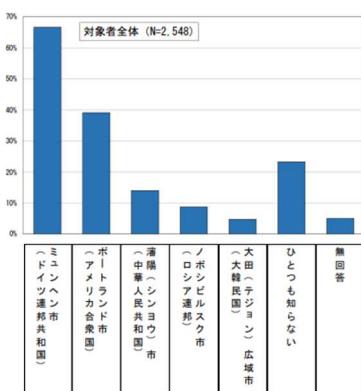


図3-5 「姉妹・友好都市」を知っている人の割合
出典：令和3年度第3回市民意識調査

²⁴【JICA】独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency）の略称。開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設立された独立行政法人。

²⁵【世界冬の都市市長会】“冬は資源であり、財産である”というスローガンのもと、世界中の積雪又は寒冷という気象条件の下でまちづくりを行う冬の都市が集まり、冬の技術や経験、取組を学び合うためのネットワーク。1981年（昭和56年）に札幌市が「北方都市会議」を提唱したことが始まり。2023年10月時点では、会員都市は9カ国22都市であり、会長は会の設立当初から札幌市長が務め、事務局を札幌市国際部に置いている。

2) 札幌市の現状の課題及び課題解決の方向性

国際戦略プランの期間における取組及び近年の社会情勢・国際情勢などを踏まえ、札幌市で多文化共生社会を実現していくために解決していかなければならない課題及び課題解決の方向性について、以下のとおり示します。

■ 言語などの違いによる諸課題

近年、札幌に居住する外国人市民数が急激に増加しています。その中には、日本語を十分に理解している人もいれば、日本語がほとんど分からずの市民もいるなど、言語の事情は個人の状況により異なります。

「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格では家族を帯同することができるほか、新たに創設された「特定技能2号」でも家族の帯同は同様に認められるなど、今まで以上に日本語でのコミュニケーションに課題を抱える市民が増加することが見込まれます。

そのような状況であっても、全ての外国人市民が不便や不安を抱えることなく、安心して暮らすことのできる環境をつくっていくためには、言語の違いによるコミュニケーション面の困難に対するサポートを行っていくとともに、生活に必要な日本語などの習得ができる環境づくりを進めていくことが重要になっていきます。

■ 外国人市民の増加及び中・長期的な居住により多様化する生活課題への対応

初めて札幌市で暮らし始める外国人市民が増加していくことを見込む一方で、すでに中・長期間にわたり生活をしている方も多い中では、外国人市民も日本人市民同様にライフステージ²⁶に応じた課題に直面する場面が増えていくと考えられます。

日本に来たばかりで生活に必要な情報をなかなか得ることが出来ない方への対応、札幌市で子育てを行う世帯への子育て・教育の支援など、それぞれの状況に応じて適切な支援を行っていく必要があり、その課題は外国人市民の増加にあわせて多様化すると考えられます。今後、一層増加する外国人市民への支援ニーズに対応していくため、生活支援などの取組内容を充実させていく必要があります。

また、我が国は地震などの自然災害が多く発生しており、中・長期的に暮らしていく中でこのような災害に巻き込まれる可能性も少なくありません。このような我が国特有の災害に係る情報の外国人市民への適切な提供、災害に関する普及啓発は、外国人市民の安心・安全な暮らしを支えていくために重要な事柄です。



図3-6
北海道胆振東部地震（2018）による道路の陥没

²⁶ 【ライフステージ】人の一生を幼少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。ここでは、移住、就職、結婚、出産、育児、教育、老後といった生活の節目ごとの段階を指している。

■ 多文化共生を進めていく意識と仕組みづくり

日本人市民の多文化共生に対する意識の現状を示すものとして、令和3年度に行った市民意識調査の結果をみると、半数以上の市民が「多文化共生」という言葉を知らないと回答しています。

今後、外国人市民が増加していくにつれ、地域にとっては外国人市民が身近な存在になっていくと考えられ、市民全体の多文化共生に係る意識を高めていくことは、今後、社会全体で多文化共生を推進していく上で大きな課題です。

また、市民全体の多文化共生意識が向上するだけではなく、外国人市民の多様な意見が多文化共生施策に反映されることも効果的な施策推進の上で重要なことであり、それを実行するための仕組みづくりも重要になってきます。

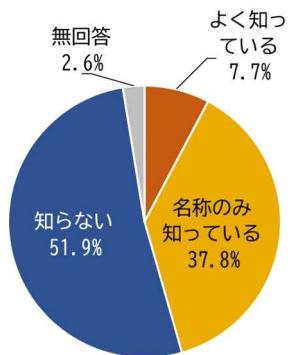


図 3-7
「多文化共生」という言葉を知っている人の割合
出典：令和3年度第3回市民意識調査

■ 海外とのネットワーク及び協力関係の強化

札幌市がこれまでに構築してきたさまざまな分野における海外とのネットワークは大きな財産であり、札幌市の国際化の推進に大きく貢献してきました。

一方で、市民意識調査の等によると、姉妹・友好都市の認知度は決して高くない状況であり、市民が姉妹・友好都市との交流の意義を十分に実感できていない可能性があります。

札幌市は世界5カ国の都市と姉妹・友好都市の盟約を締結しているほか、札幌市が提唱した「世界冬の都市市長会」などを通じた独自の海外ネットワークを有しています。

また、積雪寒冷地において培ってきた様々な技術などを海外に伝える国際協力に長きにわたって取り組んでおり、国際貢献にも寄与してきています。

しかしながら、このような取組が市民に広く伝わっているとはいえない状況であり、国際交流・国際協力の取組を市民に広く伝えることにより、これらの事柄への関心を高めていくことが必要です。

■ 多くの主体が関わって進めていく多文化共生

これまでに掲げた課題は、まず市役所が府内をあげて率先して取り組んでいきますが、その課題によっては行政という一つの主体によって解決できるものののみではないことから、様々な主体とともに課題の解決に取り組んでいく必要があります。このため、基本方針で掲げる事項の推進に当たっては、様々な主体が協働し、相乗効果を発揮できるような体制を構築していくことが重要です。

札幌市は、これらの課題を踏まえ、今後10年間において想定される様々な困難に対応した取組を推進していきます。

3) 基本方針において目指す姿と5つの目標

前節では、札幌市が今後対応していかなければならない課題と、課題の解決に向けた方向性を示しました。

これを踏まえ、基本方針で目指す姿を下記のとおり定めます。

札幌市多文化共生・国際交流基本方針で目指す姿

世界中の多様な人々とともに生きる都市さっぽろ

基本方針においては、札幌市が世界中の様々な国や地域の人々を惹きつけ、国籍・民族・言語・文化的背景などが異なる人々が集うとともに、多様な価値観が共存することによって今までになかった新たな価値が生み出されている都市を目指します。そして、それぞれの個人が持つ多様な価値観が強みとなり、また個人の能力が十分に発揮され、日本人、外国人が共に札幌市民として活力にあふれ、充実した暮らしを送ることができる都市を目指していきます。

また、前節で示した課題及び課題解決に向けた方向性を踏まえ、目指す姿を実現するために取り組んでいく分野を5つに分け、それぞれに目標を設定します。その上で、目標に対応する成果指標を定め、達成度合いの振り返りを行うことにより、効果的な施策展開を進めます。

目指す姿の実現に向けた5つの目標

目標 1 だれもがつながり伝えあえるまち <コミュニケーション支援>

目標 2 みんなが安心してくらせるまち <生活支援>

目標 3 お互いをみとめあい、みんなが支えあうまち <意識啓発・社会参画>

目標 4 世界とともに生きるまち <国際交流・国際協力>

目標 5 みんながともに歩むまち <推進体制>

第4章

5つの目標における 施策の方向性

4

5つの目標における施策の方向性

札幌市多文化共生・国際交流基本方針で目指す姿

世界中の多様な人々とともに生きる都市さっぽろ

目指す姿を実現するためには、外国人市民が抱える不便や不安の解消に向けた取組を進めていくだけではなく、日本人市民と外国人市民の双方が多文化共生の理解を深めていく必要があります、かつ様々な分野の取組を総合的に進めていくことが重要です。

前章では目指す姿とともに、基本方針において取り組んでいく主な分野を5つに分けるとともに、それぞれに目標を示しました。本章では、目標達成に向けた取組の方向性について、右のとおり設定しました。

5つの目標における施策の方向性

目標 1 だれもがつながり伝えあえるまち<コミュニケーション支援>

- ① 相談体制の整備、行政・生活情報の多言語化
- ② 日本語教育の推進

目標 2 みんなが安心してくらせるまち <生活支援>

- ① 多方面の生活支援
- ② 教育機会の確保
- ③ 災害時の支援体制の整備

目標 3 お互いをみとめあい、みんなが支えあうまち<意識啓発・社会参画>

- ① 多文化共生の意識啓発・醸成
- ② 外国人市民の社会参画促進

目標 4 世界とともに生きるまち <国際交流・国際協力>

- ① 姉妹・友好都市等の海外諸都市との交流
- ② 世界冬の都市市長会の活用
- ③ 国際協力への理解促進

目標 5 みんながともに歩むまち <推進体制>

- ① 市役所の組織横断的な推進体制の構築
- ② 札幌国際プラザと一体となった施策推進体制の構築
- ③ 市民活動団体等との連携
- ④ 行政・関係機関、企業、大学等との連携

目標 1 だれもがつながり伝えあえるまち <コミュニケーション支援>

1) これまでの主な取組、検討課題、施策の方向性

札幌市には、国籍・民族・言語・文化的背景などが異なる市民が住んでいます。特に外国人市民においては、これらの違いにより、日常生活における不便や不安を抱える場面が少なくありません。

今後、外国人市民が増加していくとともに、国籍や言語等の構成が一層多様化し、多言語での相談対応の機会が増大していくと考えています。

また、外国人市民を対象とした意識調査においても、札幌や日本での生活で困っていること、心配なこととして「日本語のコミュニケーション」が最も多く挙げられており、このような困難・不安を取り除いていく取組を進めていきます。

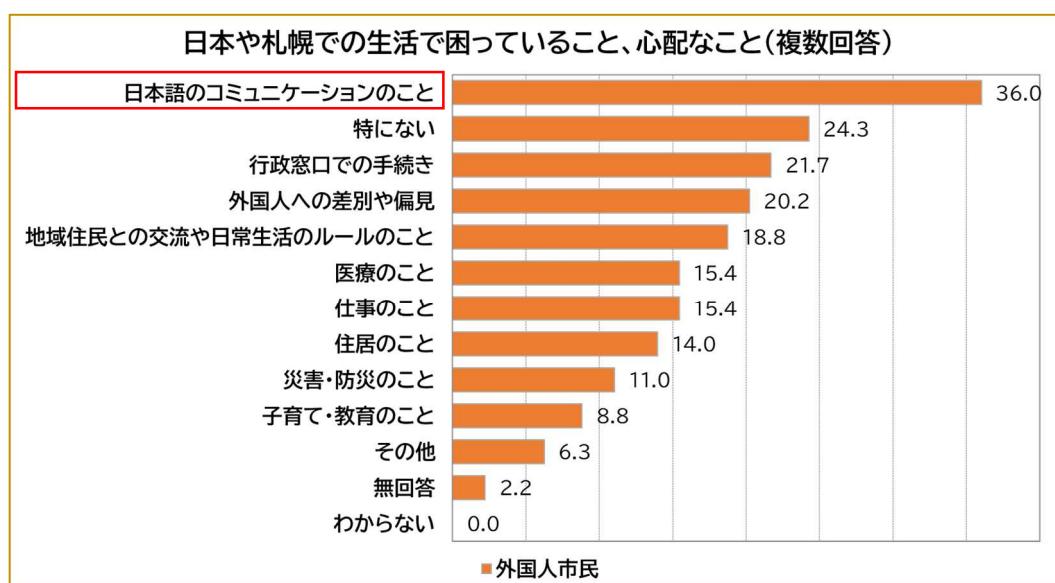


図 4-1
日本や札幌での生活で困っていること、心配なこと
出典：国際交流及び多文化共生に関する市民意識調査
(2022年（令和4年）札幌市国際部実施 N=272)

これまでの主な取組

- 國際戦略プランの計画期間において、札幌市に住む外国人市民数が大きく増加し、非英語圏²⁷からの居住者も増加したことから、暮らしに関わる情報提供や相談を多言語で行う総合相談窓口として「さっぽろ外国人相談窓口」を2019年（令和元年）に開設しました。
- 社会生活上、必要な日本語初学者²⁸を対象とした日本語講座「はじめてのにほんごくらす」の開催や「さっぽろコミュニティ通訳派遣制度²⁹」の構築・事業実施を行うなど、日常生活の困りごとや言語に関する支援体制を整備してきました。

検討課題

- 札幌市に住む外国人市民の不便・不安の解消
- さっぽろ外国人相談窓口の認知度向上、複雑・多様化する相談内容への対応
- 多言語での情報発信のさらなる推進
- 札幌市における効果的な日本語教育体制の整備
- 日本語教育を必要とする市民が、教育の場にアクセスできるような情報伝達

施策の方向性

- ①相談体制の整備、行政・生活情報の多言語化
- ②日本語教育の推進

成果指標

■日本語のコミュニケーションについて困難や不安を抱える外国人市民の割合
【2022】 36.0% → 【2027】 30.0% → 【2032】 20.0%

（令和4年度国際交流及び多文化共生に関する市民意識調査）

【指標設定理由】

外国人市民の日本語のコミュニケーションに係る困難・不安を取り除いていくことを目標としていることから、これらについて困難や不安を抱える外国人市民の割合が減っているかどうかを指標としました。外国人市民に対する多言語による対応と、日本語教育の推進の両輪の施策により、成果指標の達成を目指します。

²⁷ 【非英語圏】英語を公用語としない又は居住する人の大半が話す第一言語が英語ではない国・地域の総称。

²⁸ 【日本語初学者】日本語を初めて学ぶ人。

²⁹ 【さっぽろコミュニティ通訳派遣制度】公益財団法人札幌国際プラザが実施している、学校や保育所、区役所等において外国人とのコミュニケーションを円滑にするため、研修や経験を積んだ通訳ボランティアを派遣する制度。

2) るべき姿と主な取組の方向性

目標1-① 相談体制の整備、行政・生活情報の多言語化

るべき姿

短 期

- 外国人市民が言語の違いによらず困りごとを相談できています。
- 行政サービスに関する情報が、日本語を母語としない市民にもわかりやすく提供されています。

長 期

- 市民に「さっぽろ外国人相談窓口」が広く知られ、不便や不安を抱える外国人市民が容易に利用できています。また、専門機関などと連携して、様々な相談に対応できています。
- すべての外国人市民が、行政窓口等での手続きや相談を円滑に行えているとともに、必要な情報が適時・適切に提供され、困難を抱えることなく、日本人市民と同様にあらゆる行政サービスを享受しています。

直近で取り組んでいく主な取組の方向性

さっぽろ外国人相談窓口

- さっぽろ外国人相談窓口が一層身近で利用しやすい場所となるよう、多くの市民にこの窓口を知ってもらうための取組や働いている外国人市民にとっても利用しやすくなる取組を進め、利便性の向上を図ります。
- 複雑化する外国人市民からの相談に対応するため、様々な機関や専門家などとの連携や市役所における組織横断的な協働を強化し、外国人市民のセーフティネットとなります。
- 外国人市民が直面することが多い税金や年金、労働問題や法律に関することなどのセミナーを多言語で実施し、困りごとの発生を未然に防ぎます。

ことばのサポート

- 市役所・区役所などの窓口で日本語以外の言語にも対応できるようにするために、電話通訳サービスを利用するなど、外国人市民がコミュニケーションをとりやすくするための支援を行います。
- さっぽろコミュニティ通訳派遣制度により、区役所や学校、認可保育所等での言葉の壁を解消します。
- 外国人市民が特に多く訪れる区役所などでは、重点的に多言語への対応を可能にするなど、ニーズに応じた多言語対応を進めていきます。

情報の発信・提供

- 「さっぽろ外国人相談窓口／さっぽろくらしのガイド」などのホームページや SNSなどを活用して、やさしい日本語や多言語による情報発信を強化していきます。
- 札幌市の行政情報が外国人市民にもわかりやすく発信されるように研修の機会を設けるなど、やさしい日本語や多言語による情報提供の機会を広げる取組を進めます。

<Column> 「やさしい日本語」

「やさしい日本語」とは、難しい言葉を易しい言葉に言い換える、文章のつくりを簡単にする、漢字やカタカナにルビを振るなどして、日本語の理解がまだ十分ではない外国人にもわかりやすくした日本語のことです。また、「やさしい」には、「易しい」と「優しい」の両方の意味がこめられています。

「やさしい日本語」は 1995 年（平成 7 年）に発生した阪神・淡路大震災をきっかけとして、外国人に対しても災害などの情報をすばやく伝えるための手段として普及の取組が始まりました。現在では、災害の際の情報伝達だけではなく、外国人にわかりやすく情報を伝える手段としても活用されてきています。

国が行った調査などによると、簡単な日本語であれば意思疎通が出来る外国人が多いということが分かっています。後述する札幌市が行った外国人市民の日本語力調査においても「やさしい日本語であればゆっくり話せば理解できる」と答えた方が 3 割以上います。

「やさしい日本語」を話すためには、難しい表現を避けるだけではなく、必要なことを簡潔に話すなど、意識が必要ないいくつかのポイントがあります。

- ・伝えたい情報の優先順位をつけ、余分な情報はカットする
- ・複数の意味を持つ言葉はなるべく使わない
- ・一文を短くして、ゆっくり、はっきり話す
- ・文書の場合は漢字にルビを振り、言葉の区切りに空白を入れる

このように意識して「やさしい日本語」で話すと、以下のようになります。

日本語	やさしい日本語
公共交通機関でお越しください	電車やバスで来てください
どうぞおかけください	座ってください
手続きに関する書類はお持ちですか	必要なものは持っていますか
ごみの収集日は地区ごとに決められています	ごみを出す日は住む場所で決まっています

このように、「やさしい日本語」を話す際のポイントはありますが、最も大切なことは、相手の立場に立って、どのような配慮や工夫が必要なのかを考えることです。「やさしい日本語」という表現方法を知り、相手の立場に合わせながら話すことを意識することにより、さまざまな立場の市民とコミュニケーションがとりやすくなると考えています。今後多くの市民に「やさしい日本語」を知って、使ってもらえるよう取り組んでいきます。

<Column>区役所での外国人市民へのサポート

札幌市には2023年11月時点で17,728人の外国人市民が住んでおり、区ごとの外国人市民数は札幌市10区においても状況が異なります。

特に、北区には大学や専門学校が多く設置されており、留学生やその家族など10区の中で最も多くの外国人市民（3,698人：2023年11月）が居住しています。そのため、多くの外国人市民が北区役所を訪れます。

北区役所ではこれまで外国人市民がスムーズに区役所を利用できるよう多言語版の区役所案内看板の設置や住民票・戸籍などを取得する際の指差し会話帳などを作成するなど、さまざまな取組を行ってきました。

そのような中、外国人市民がさらに区役所をスムーズに利用できるよう、2015年（平成27年）から公益財団法人札幌国際プラザと連携し、転入手続きなどが非常に多くなる3・4月及び9・10月において外国語ボランティアが外国人市民に対して区役所内での総合案内や窓口の通訳サポートを行っています。これからも外国人市民が利用しやすくなる市役所・区役所などの環境づくりを進めていきます。



外国語ボランティアによるサポートの様子
提供：札幌市北区市民部

<Column>さっぽろ外国人相談窓口

「さっぽろ外国人相談窓口」は、さまざまな行政サービス等の情報を多言語で提供するほか、行政手続きや暮らしに関する相談を一元的に受け付ける場所として、2019年（令和元年）11月から公益財団法人札幌国際プラザに設置されています。

「さっぽろ外国人相談窓口」は、開設以来、仕事や出産・育児、医療、年金、税金など、多岐にわたる外国人市民の困りごとに寄り添い、不便・不安の解消に努めています。また、生活に必要な暮らしの情報などをホームページで発信しています。右の二次元コードからアクセスができます。わからないことや、困ったこと、不安なことがあつたら、「さっぽろ外国人相談窓口」にご相談ください。日本語・英語・中国語・ベトナム語のほか電話通訳と合わせて約20言語に対応しています。



さっぽろ外国人相談窓口HP
(やさしい日本語)



さっぽろ外国人相談窓口 SAPPORO HELP DESK for Foreign Residents

札幌市中央区北1条西3丁目札幌MNビル3階

TEL：011-211-3678 FAX：011-232-3833 受付時間 月曜日～金曜日 9時30分～17時

目標1-② 日本語教育の推進

1) 日本語教育に関する基本的な方針

日本語教育の推進については、2019年（令和元年）6月に施行された「日本語教育の推進に係る法律」により、地方公共団体は日本語教育に関する基本的な方針を定め、地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を行うよう努めることが示されました。

目標1-②で示す内容については、「日本語教育の推進に係る法律」第11条に規定する「地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」として定め、これを踏まえて日本語教育に係る取組を進めていきます。

(1) 札幌市で日本語教育を推進していく背景・目的

札幌市に居住する外国人市民数は第2章で示したとおり、近年大きく増加しており、また、新たな在留資格として「特定技能」が創設されたことやGXをはじめとした投資の活性化等に伴い、家族滞在など中・長期にわたり居住する外国人市民が今後増加していくと考えられることから、外国人市民が不便・不安なく、安心して暮らしていくための環境整備は喫緊の課題となっています。

札幌市では、外国人市民数の増加を見据えて、窓口対応や情報発信などにおける多言語化を進めてきましたが、近年、東南アジア地域など非英語圏の国籍を有する外国人市民が増加しており（下図4-2、4-3）、言語のさらなる多様化が進んでいます。

このような中で、国籍・民族・文化的背景等によらず、さまざまな人が活躍できる多文化共生社会の実現を図るためにには、外国人市民が日常生活において円滑にコミュニケーションがとれ、生活に必要な情報を得ることができるようになります。そのためには、多言語化を進めることと併せて、札幌市に居住する外国人市民に適切な日本語学習の機会を提供する必要があります。

日本語教育の推進は、外国人市民が日常生活及び社会生活を円滑に営むための環境整備に資するものであり、日本人も含めた市民全体の多文化共生に係る意識の醸成や相互理解につながるものです。

このことから、日本語教育の推進により目指す「あるべき姿」を示し、総合的かつ効果的な施策を推進していくため、日本語教育の推進に係る基本的な方針を定めます。

2012年（平成24年） 国籍別外国人市民数 上位5カ国			
順位	国名	在札市民数	全外国人市民に占める割合
1	中国	3,700人	39.1%
2	韓国	2,203人	23.3%
3	米国	506人	5.4%
4	朝鮮	404人	4.3%
5	フィリピン	306人	3.2%
総数		9,457人	100.0%

図4-2 札幌市に居住する国籍別外国人市民数及び外国人市民の中に占める割合
出典：札幌市（2012年[平成24年]10月）

2022年（令和4年） 国籍別外国人市民数 上位5カ国			
順位	国名	在札市民数	全外国人市民に占める割合
1	中国	4,759人	(+28.6%) 30.9%
2	韓国	2,367人	(+7.4%) 15.4%
3	ベトナム	1,765人	(+4,802.8%) 11.4%
4	米国	689人	(+36.2%) 4.5%
5	ミャンマー	575人	(+3,282.4%) 3.7%
総数		15,418人	(+63.0%) 100.0%

図4-3 札幌市に居住する国籍別外国人市民数及び外国人市民の中に占める割合
出典：札幌市（2022年[令和4年]10月時点）

(2) 札幌市における外国人市民の日本語力の現状

～「札幌市外国人市民日本語力調査」結果概要～

札幌市では 2022 年（令和 4 年）に、外国人市民の日本語能力や日本語学習の状況を把握する目的で、札幌市の国際化推進等に関する連携協定を締結している札幌国際大学と共に「札幌市外国人市民日本語力調査」（以下「日本語力調査」という。）を実施しました。この調査結果から得られた概要を下記に示します。

■調査概要

- ・調査対象／札幌市内在住の 18 歳以上の外国人
- ・調査期間／令和 4 年（2022 年）4 月 1 日～令和 4 年（2022 年）4 月 14 日
- ・調査方法／インターネット調査、無記名式
- ・回答者数／1,456 件
- ・回答言語／日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語から任意で選択

■回答者の属性

<年代>

18～39 歳が回答者の約 7 割を占め、20～29 歳が約 4 割と最も多くなりました。

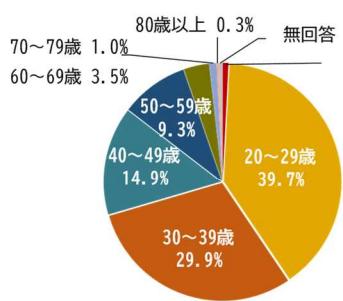


図 4-4 回答者の年代

<在留資格>

留学生、永住者が約 2 割、技術・人文・知識・国際業務が 1 割強となりました。

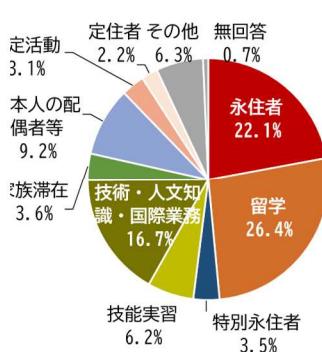


図 4-5 回答者の在留資格

<在留期間>

5 年未満の方が 4 割強を占めました。

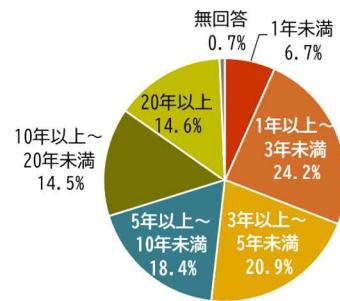


図 4-6
回答者が日本に居住している期間

■日本語力について

「話す」「聞く」「読む」「書く」の各項目において、半数近くの外国人市民は日常生活に必要な日本語対応ができていると回答しています。

一方で、「話す」の項目において、約 4 人に 1 人が日本語を「ほとんど話せない」、「挨拶・自己紹介程度は話せる」と答えているなど、日常生活を送るにあたって日本語力に課題を抱えている外国人市民も多いことが分かりました。

- <話す>
 - 「自分の言いたいことが問題なく話せる」／47.6%
 - 「ほとんど話せない」「挨拶・自己紹介程度」／合わせて 25.4%
- <聞く>
 - 「テレビのニュース・ドラマを理解できる」／56.1%
 - 「やさしい日本語でゆっくり話せば理解できる」／31.2%

- <読む>
 - 文字を読んで内容が理解できる方／合わせて 63.6%
 - 絵や写真があれば理解できる方／合わせて 28.3%
- <書く>
 - 説明や紹介をする文章を書ける方／58.2%
 - 自分の名前や用事のメモを書ける方／32%

■日本語の勉強について

現在日本語を勉強している外国人市民は、回答者のうち 53.1% (773 人) を占めています。

学習している日本語は「生活で使うもの」「仕事で使うもの」「大学など学校で使うもの」が大部分を占め、外国人市民それぞれの状況に密接に関わっている日本語を学習していることが分かります。

日本語を勉強する方法については、教科書やインターネットを利用して「ひとりで勉強している」と回答した方が最も多かったものの、「ボランティア（無料）の日本語教室」や「日本人の友人・知人」に教えてもらいたいという回答も多くみられました。

また、現在日本語を学習していないが、今後日本語を学習したいと考えている外国人市民に対し、学習したい日本語を尋ねたところ、図 4-7 と同様に「仕事」や「生活」、「学校」で使う日本語を学びたいと回答した割合が 9 割を超えており、生活の場面に密着したレベルの日本語に対する学習ニーズが高いことが分かりました。

■札幌市（行政）にしてほしいこと

日本語教育について札幌市にしてほしいこととして「日本語教室を作つてほしい」という回答が 27.3% と多く寄せられました。

また、日本語が勉強できる場や教材などの情報を提供してほしいとの回答が合わせて 3 割ほど寄せられており、「札幌市による情報提供」が期待されています。

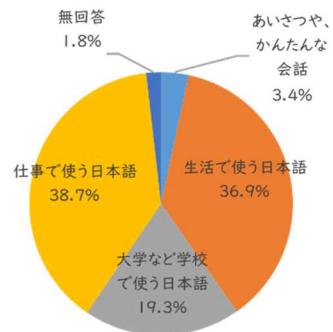


図 4-7
あなたが勉強している日本語はどれですか

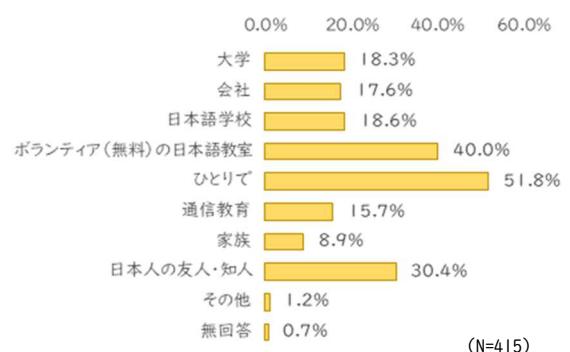


図 4-8
希望する日本語の学習方法

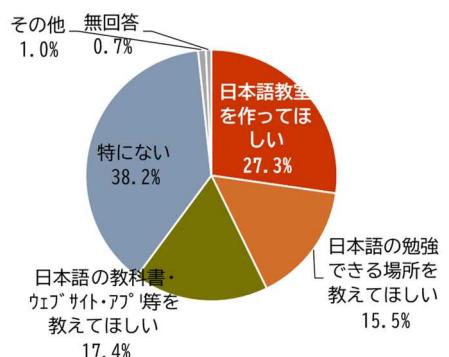


図 4-9
日本語学習で市にしてほしいこと

(3) 日本語教育の推進により到達するるべき姿

日本語力調査の結果から、本調査に回答のあった外国人市民の多くが日本語を勉強しており、また、生活に必要な日本語能力を有しているといえます。また、日本語を学んでいる外国人市民は、生活で必要な日本語や仕事で使う日本語など、実践的な日本語の学習に取り組んでいることがわかりました。

一方で、日本語がほぼ分からず外国人市民も相当数おり、今後、家族滞在による外国人市民が増えていくことを考えると、ゼロレベルの日本語学習のニーズも想定していく必要があります。

日本語教育を推進するにあたって

日本語教育の推進にあたっては、以下の3つの過程が必要です。

- 日本語の学習機会があることを外国人市民が広く知っている
- 日本語の学習機会があることを知った外国人市民が日本語を学んでいる
- 日本語を学んだ外国人市民が生活における実践などを通じ日本語を習得する

こうした過程を通じ、教育を受ける側や提供する側それが持続的に活動を行っていく必要があります。

また、日本語教育を受けた外国人市民が日常生活等における実践機会等を通じて日本語能力を向上させるとともに、日本語能力のさらなる向上を望む外国人市民がより発展的な学習機会を得られるような環境づくりが望まれます。

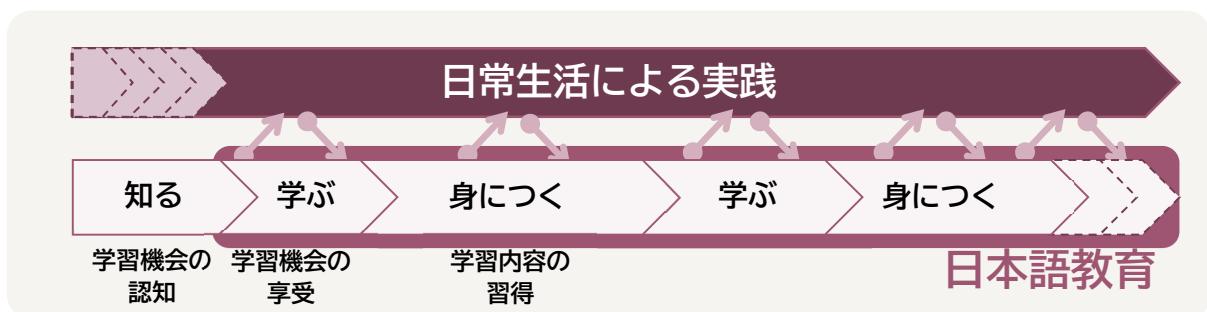


図 4-10 日本語の習得に関する日本語教育のフローイメージ

のことから、対象期間において到達するべき姿を下記のとおり示し、これをを目指すために施策を開いていきます。

2) るべき姿と主な取組の方向性

るべき姿

- 短 期 ■多くの外国人市民が、日本語を学べる場を知っています。
- 長 期 ■日本語教育を行っている企業や教育機関、ボランティア団体などの市民活動団体、外国人コミュニティなどと連携して、外国人市民に対して日本語を学べる場を持続的に提供できています。
■札幌における効果的な日本語教育の体制が構築されており、外国人市民がそれぞれの希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受けることにより、それぞれが必要とする日本語を習得しています。

直近で取り組んでいく主な取組の方向性

日本語学習支援の拠点づくり

- 日本語学習に関する情報を得やすくするとともに、外国人市民が日本語教育を受ける機会を確保するため、日本語学習支援の拠点となる場の整備を検討します。
- 札幌国際プラザや地域で日本語学習支援を行う団体などと連携を図り、日本語教育の拠点づくりを推進します。
- 日本語を学びたいと思う外国人市民が日本語学習支援の拠点にアクセスできるよう、効果的な周知を図るとともに、企業や教育機関、外国人コミュニティなどへの情報発信などを進めます。

日本語学習環境の充実

- 日本語初学者を対象として、ゼロから日本語を学ぶための講座である「はじめてのにほんごくらす」を開催するとともに、多くの日本語初学者に参加を促すための効果的な実施方法を検討します。
- 「札幌市外国人日本語力調査」などの結果を踏まえ、既存の初学者向けの日本語教室の内容から、さらに発展的な内容を学習できる講座の開催を検討します。
- 外国人市民に向けた意識調査などを通じ、外国人市民の日本語学習に対するニーズを把握するとともに、その結果を講座の実施内容や取組・施策に反映させるなど、日本語教育の内容の充実に努めます。

外国にルーツを持つ子ども³⁰などへの日本語教育（次節「目標2」参照）

- 外国にルーツを持つ子どもたちなど、日本語に対する支援が必要な子どもたちの増加に対応できるよう、学校における日本語指導及び支援の充実に取り組みます。
- 学校において教員の研修などを通じ、外国にルーツを持つ子どもたちへの日本語指導を行う人材の指導力向上を図ります。
- 地域で日本語学習支援を行う NPO³¹や民間企業・団体、日本語教育ボランティアを担う人材の発掘・育成などにより、日本語教育の支援体制の充実を図ります。
- 札幌市立星友館中学校（公立夜間中学）や札幌市立大通高校において、外国人在校生に向けた日本語指導を実施するなど、支援体制の充実を図ります。

持続的な日本語教育体制づくり

- 行政、教育機関、地域において日本語学習支援を行う団体、企業等が連携を図り、日本語を学びたいと思う外国人市民が持続的に日本語教育を受けられる体制づくりを進めていきます。
- 日本語を学ぶ外国人の学習をサポートする学習支援者の育成を行うため、セミナーを開催するなど、人材の確保に努めます。

³⁰【外国にルーツを持つ子ども】親のいずれかまたは両方が外国出身者である子どものこと。

³¹【NPO】特定非営利活動法人（Non-Profit-Organization）のこと。民間の非営利組織のことをいう広い概念。一般的には、継続的自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称

<Column> 「はじめてのにほんごくらす」

「はじめてのにほんごくらす」は日本語がほとんどわからない、日本語を学習したことがない外国人市民を対象に開催している日本語講座で、2021年（令和3年）から始まった新しい講座です。

札幌市に住む外国人市民は近年増えてきていますが、日本語を話したり、聞いたりする力は、人によってさまざまです。2019年（令和元年）には「日本語教育の推進に関する法律」が定められ、国や地方公共団体が日本語教育を推進していく方向性を明確にしたことから、札幌市においても、札幌で暮らす外国人市民が地域社会で自立して安心・安全に生活ができるように日本語習得の支援をはじめました。

「はじめてのにほんごくらす」は、1クール6回ほどの回数で講座を開いています。まず日本語教師による授業により基礎的な日本語を学んだあと、後半のクールで日本人ボランティアとの会話練習を行うことにより、学んだ日本語を使ってもらう内容になっています。また、ひらがな、カタカナの習得のための資料やレッスンなどのサポートを行っています。

「はじめてのにほんごくらす」に参加した外国人市民は、ほとんど日本語が話せなかつた方が大半でしたが、講座を通じて「日本語をもっと勉強したいと思った。」など、日本語学



習に関する意欲が高まったという意見を多くいただいています。「はじめてのにほんごくらす」が、今後も日本語を学んだことがない外国人市民の日本語学習のきっかけとなり、より多くの外国人市民に参加してもらえるような講座になっていくように取組を進めるとともに、まわりの人々とより自由にコミュニケーションができるよう、外国人市民の日本語習得機会を充実していきます。

目標 2

みんなが安心してくらせるまち <生活支援>

1) これまでの主な取組、検討課題、施策の方向性

外国人市民が日常生活を送るにあたっては、言葉の違いなどコミュニケーションによる障壁があるだけではなく、法制度の違いや、行政サービスにおける制度の違い、文化的背景などによる慣習の違いなど、様々な分野において困難に直面することがあります。

そのため、言語などコミュニケーションの支援だけではなく、医療、教育、子育て、福祉、災害など、特に日常生活に密接に関わる分野において、外国人市民に必要な情報や支援が行き届くよう取組を進めていかなくてはなりません。

在留資格「特定技能」の創設や GX 産業の集積、Rapidus 製造拠点の整備などにより、中・長期的に札幌市に住む外国人市民が増えしていくことが見込まれることから、それぞれのライフステージに合わせた「生活支援」の取組が今まで以上に重要になってくると考えており、様々な分野において取組を推進していきます。

これまでの主な取組

- 外国人市民の安心・安全な暮らしを支えるための支援策として、医療機関の予約から受診時の通訳まで、一貫したサポートを実施する「メディカルコミュニケーションホットライン」の創設や、札幌に来たばかりの外国人市民への基礎的な生活情報・ルールを伝える場として「生活オリエンテーション」事業などを試行的に実施しました。
- また、外国にルーツを持つ子どもの増加に対応するため、学校における日本語指導や相談への対応、小学校入学前の親子のためのガイダンスを実施するなど、言語面の支援にとどまらない教育全般の支援も行ってきました。
- 2018年（平成30）年には北海道胆振東部地震が発生しました。その際の課題を踏まえ災害時に公助の側に立ち情報発信や避難所等での外国人被災者支援を行う「札幌災害外国人支援チーム“SAFE” Sapporo Assistance for Foreigners in Emergencies」を立ち上げ、担い手の確保・育成に取り組むなど、様々な分野で取組を進めています。

検討課題

- 外国人市民の増加に伴う、様々な生活分野での多言語等による支援の必要性の増大
- 札幌市に新たに住む外国人市民に対する生活に必要な情報の早期提供
- 生活の不便・不安の解消、孤立防止に向けた多方面からの支援
- 外国人市民が住居の確保など、生活に関する手続きにおいて困難・不便に直面
- 外国にルーツを持つ子どもへの日本語指導や学習支援、外国語による教育環境の拡充
- 外国人市民への防災に関する効果的な普及啓発

施策の方向性



- ① 多方面の生活支援
- ② 教育機会の確保
- ③ 災害時の支援体制の整備

成果指標

■札幌市は国籍などに関係なく非常に暮らしやすいまちであると感じる人の割合
(外国人市民)【2022】37.9% → 【2027】50.0% → 【2032】70.0%
(令和4年度国際交流及び多文化共生に関する市民意識調査)

【指標設定理由】

外国人市民が日常生活の様々な場面やライフステージにおいて必要とする生活支援を受けていることは、安心・安全な暮らしの実感につながります。「国籍などに関係なく」非常に暮らしやすいという視点は、外国人市民の日常生活が安心・安全に送れていることを直感的に示す指標であると考えています。札幌市は「非常に暮らしやすい」と考える外国人市民が短期では半数以上、長期では7割以上になることを目指します。

2) るべき姿と主な取組の方向性

目標2-① 多方面の生活支援

るべき姿

- | | |
|-----|--|
| 短 期 | ■外国人市民が生活に必要な知識や情報へのアクセス方法を知っており、その知識や情報が外国人市民の役に立っています。 |
| 長 期 | ■医療や子育てをはじめとする生活に関する様々な情報を十分に得ており、仲間や支援者とつながり、安心・安全な生活を送ることができます。
■外国人市民の住居確保に向けた理解が深まり、日本人市民と同様に円滑に住居を確保できています。
■外国人市民がそれぞれの能力を十分に発揮し、社会の様々な分野で活躍しています。 |

直近で取り組んでいく主な取組の方向性

さっぽろ外国人相談窓口生活支援にかかる導入的な取組

- 日本に来て間もない外国人市民に対して、ごみ出しのルールや生活・文化・慣習の違いなど生活に必要な基礎的な情報の提供を行う生活オリエンテーション事業を実施し、生活上の困りごとの発生を未然に防げるよう取組を進めます。
- 外国人市民の増加を見据え、生活オリエンテーションにより多くの外国人市民の参加を促すため、外国人市民に必要な情報などの収集を図ることにより事業内容を充実させるとともに、札幌に来て間もない外国人市民に広く生活オリエンテーションが認知されるよう周知手法を検討します。
- 「さっぽろ外国人相談窓口／さっぽろくらしのガイド」のホームページが、札幌での生活に係る様々な情報を外国人市民自身が容易に得ることができるよう内容の充実を図るとともに、多くの人が訪れるような周知を図ります。

医療

- 外国人市民が医療機関を受診する際のコミュニケーションの円滑化を図り、適切な医療サービスが受けられるようにするために、メディカルコミュニケーションホットラインを運営します。また、多くの外国人市民が本事業を知り、利用できるように、効果的な周知を図ります。
- 外国人市民の医療受診時に同伴する通訳者の育成・スキルアップを図るために研修等を実施します。

子育て・福祉

- 子育てや福祉に係る情報について、外国人市民にもわかりやすく伝える資料の作成やセミナーの開催により、日本人と同等の行政サービスを受けられるよう支援します。また、「やさしい日本語」や多言語による表記を推進します。
- 妊娠や子育て中の外国人市民が、同時期の親同士の交流や情報交換を行う場を提供し、孤立防止を図るとともに、これらの場に参加しやすくなるよう、実施形態や情報の周知方法の工夫を行います。
- ライフステージに応じた切れ目の無い支援を行えるよう組織を横断した連携体制を構築します。

住まい

- 外国人市民が住居を確保しやすくなるよう、札幌市居住支援協議会³²などと連携し、賃貸住宅の確保に係る諸課題に対応していきます。
- 札幌留学生交流センター³³を運営し、留学生に良質な住まいを提供するとともに、暮らしに係る支援などを実施します。

仕事

- 多様な人材の確保に向け、留学生や外国人材と地元企業のマッチング支援や定着支援を実施します。また、ハローワーク³⁴や専門機関・企業と連携するなど、これらの取組を効果的に進めています。
- 外国人市民の起業（スタートアップ³⁵）を支援し、新たな価値の創出に向けた取組を推進します。

さっぽろ外国人相談窓口による支援（目標1参照）

- 言語や制度、文化的背景、在留資格など、様々な要素が複雑に関わることも多い外国人市民の抱える問題について、さっぽろ外国人相談窓口が傾聴を通じて、その問題を的確に把握します。また、関係機関や弁護士などの専門家と連携しながら、相談者自身が問題解決に向けて行動できるよう、助言や提案、見守り活動を行います。

³² 【札幌市居住支援協議会】「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき高齢者や障がい者など住宅の確保に特に配慮を要する方に対する賃貸住宅の入居の円滑化に関し、必要な措置について協議することで、札幌市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的として令和2年1月に設立された協議会。

³³ 【札幌留学生交流センター】札幌市豊平区にある札幌市所有の留学生向け宿舎。世界各地からの留学生やその家族、生活サポート役を務める日本人学生若干名が居住している。

³⁴ 【ハローワーク】公共職業安定所。仕事を探している人や求人事業主に対して、様々なサービスを無償で提供する、厚生労働省が運営する総合的雇用サービス機関。

³⁵ 【スタートアップ】先端技術や革新的なアイデアをもとに短期間での成長を志向し、経済や社会に新たな価値を生み出すサービスやビジネスを展開する企業、またはその展開を目指す個人。

目標2-② 教育機会の確保

あるべき姿

短 期

- 外国にルーツを持つ子どもなどへの日本語指導に必要な体制の確保に向けた取組が進んでいます。
- 海外の学校への進学等を希望する外国人の子どもが、外国語による教育を選択することができます。

長 期

- 外国にルーツを持つ子どもなどが日本語教育などの必要な支援を受けながら、学ぶことができます。
- 外国にルーツを持つ子どもや若者がキャリアデザインを描きながら、自立した社会人に成長できる環境が整備されています。

直近で取り組んでいく主な取組の方向性

就学のための支援

- 外国にルーツを持つ子どもたちの就学促進や就学支援を図るため、小学校入学前のガイダンス³⁶の実施や小中学校の就学に係る相談・ケアなどを行っていきます。

学校における日本語の指導・支援

- 外国にルーツを持つ子どもたちの日本語指導を担う教員に対し、研修などを通じ、日本語指導力の向上に努めます。
- 札幌市立星友館中学校（公立夜間中学）及び札幌市立大通高校において、外国人在校生に向けた日本語指導を実施するなど、支援体制の充実を図ります。（1-②再掲）
- 指導協力者等と連携し、日本語支援が必要な子どもたちへの学習支援や相談体制の充実を図ります。

外国にルーツを持つ子どもの学習支援・居場所づくり

- 外国にルーツを持つ子どもたちが同じ境遇の子どもや親同士が集える場所として、学習支援や交流ができる取組を行います。

子どもたちのキャリアデザイン³⁷への支援

- 外国にルーツを持つ子どもたちの進学・キャリア支援の充実を図るため、進路に係る情報の提供やガイダンスを実施します。

外国語による多様な教育環境の充実

- 将来、外国の学校に進学すること等を希望する外国人の子どもたちが、外国語による教育を受ける機会を選択できるような環境を拡充します。
- 外国にルーツを持つ子どもたちが通う外国人学校に対して、未来を担う子どもたちの教育環境の整備を図るため、補助金などによる支援を行います。

³⁶ 【ガイダンス】不慣れで事情の分からない人に対して初歩的な説明をすること。

³⁷ 【キャリアデザイン】職業人生を自ら設計すること。また、その設計。

目標2-③ 災害時の支援体制の整備

あるべき姿

- ◆ 短期
 - 災害時に適切な避難行動をとれるように、外国人市民が日頃から災害に関する理解を深めているとともに、災害に対する備えを行っています。
- ◆ 長期
 - 災害が発生した時に、災害に関する情報が多言語で適切に提供されており、外国人被災者の相談体制が整備されています。
 - 外国人と日本人が協力して災害支援活動を行っており、被災した人の国籍などによらず、適切な支援を提供することができます。

直近で取り組んでいく主な取組の方向性

平常時の防災啓発・情報提供の充実

- 災害への備えや災害時の行動などについて、外国人市民に分かりやすい情報発信に取り組みます。
- 「札幌災害外国人支援チーム“SAFE”」のメンバーに対して、災害時に適切な支援を行うことができるようスキルアップを図る事業を実施し、支援体制の強化につなげます。
- 外国人市民の地域の防災訓練への参加を促進するとともに、地域への働きかけを実施します。

災害時の情報発信体制の整備・相談対応力の強化

- 札幌国際プラザと連携して、災害時に「災害多言語支援センター³⁸」を設置し、日本語だけでは対応が難しい被災者に対して、支援に関わる情報の発信や相談対応を行います。
- 報道機関と連携し、災害発生時などにおける外国人市民への情報発信の充実を図ります。

³⁸【災害多言語支援センター】札幌で大きな災害が起こった際に、公益財団法人札幌国際プラザに設置されるセンター。災害（大地震、大雨、洪水など）の情報を、やさしい日本語・英語・中国語・韓国語などで、Eメールやホームページ、SNSなどで知らせるなど、外国人住民に必要な情報を伝え、安心を届ける役割を果たす。

<Column>札幌災害外国人支援チーム“SAFE”

「札幌災害外国人支援チーム“SAFE”」(Sapporo Assistance for Foreigners in Emergencies)は、札幌で大規模災害が起きたとき、札幌市との協定に基づいて札幌国際プラザに設置され、外国人の支援拠点となる「災害多言語支援センター」と協力して災害に関する情報の多言語での翻訳・配信を行うほか、避難所などを巡回して外国人の相談にのるなどの支援活動を行うチームです。SAFEのメンバーは、日本語を話すことが出来る外国人市民と外国語を話すことが出来る日本人市民によって構成されており、現在17カ国40名が認定されています。



2021年（令和3年）SAFE設立

札幌市では、2018年（平成30年）9月に発生した北海道胆振東部地震の際に大規模な停電が起こったことなどにより、市内中心部において外国人を含む多くの帰宅困難者が発生しました。この地震は「災害多言語支援センター」が初めて設置された災害でしたが、日本人中心のセンターのスタッフだけでは、被災した外国人のニーズを把握しそれに対応することや、災害情報を外国人に届けることが難しいといった課題が顕在化しました。

一方で地震発生時には、外国人市民が自発的に観光客をはじめとする外国人を支援し、また、地震以降にも、外国人市民の方から「支援する側」になりたい、「支援する側に同じ立場の外国人がいれば、被災した外国人へ安心感も提供できるのでは」という声も上がりました。

このため、日本語が話せる外国人市民が災害多言語支援センターとともに、公助の側に立って外国人被災者を支援する役目を担う札幌災害外国人支援チームを立ち上げることとし、災害時の支援に必要な知識を学ぶ研修や、国際プラザ職員と合同で実施する多言語支援センター運営訓練などへの参加を経て、9カ国18人がSAFEメンバーに認定され、活動が始まりました。

SAFEが設立されて以降、札幌市では「災害多言語支援センター」が設置されるような大規模な災害は起っていませんが、平常時における外国人市民への防災情報の普及・啓発などに努めているほか、研修や訓練を定期的に行っており、万一の災害発生に対して日々備えています。

また、地域での防災訓練などにSAFEメンバーが参加するなど、平常時の活動の幅も広げているところです。このような取り組みを通して、日本人と外国人が一緒にまちづくりに参画することにより、多文化共生意識の醸成が図られると考えています。

今後も、災害時にともに助け合えるまちづくりを進めていきます。



幌西地区伏見中学校防災訓練（2023年9月実施）に
SAFEメンバーが参加

目標3

お互いをみとめあい、みんなが支えあうまち

<意識啓発・社会参画>

1) これまでの主な取組、検討課題、施策の方向性

札幌に住んでいる市民は、それぞれ様々な国籍・文化的背景などを有しています。特に外国人市民については、おしなべて「外国人」と捉えられるものではなく、1人1人がそれぞれの国籍や民族、文化、宗教などにより形成された異なる価値観を有しており、その多様な価値観は尊重されるべきものです。

今後、外国人市民が増加していくことにより、札幌市民の国籍や文化的背景が多様化し、それに併せて価値観の多様化も今まで以上に進むことが見込まれます。

札幌市が目指す、国籍や民族、宗教、文化などにかかわらず、誰もが活躍できる社会の実現にあたっては、日本人市民、外国人市民がともに異なる価値観を尊重し、お互いを受け入れながら共に社会の構成員として歩んでいくことが重要です。

そのためには、「多文化共生意識の啓発」を図っていくことが必要であり、地域において外国人市民を社会の構成員として受け入れる意識が醸成されることが重要です。また、これに併せて、「外国人市民の社会参画」を促進し、多様な価値観が活かされるまちを目指します。

これまでの主な取組

- 札幌市では、国際交流員³⁶による市立学校や地域などにおける出前講座などを通じて、海外の文化などの紹介を行い、異文化への関心を高める取組を実施しています。また、札幌国際プラザや国際交流施設などにおいて異文化理解を促進するセミナーや交流事業を実施しています。
- 近年は、感染症拡大の影響により、対面による交流事業の実施が困難な情勢が続き、感染症に配慮した手法により交流事業を実施しました。

検討課題

- 日本人市民に対する多文化共生の理解促進
- 地域における日本人市民と外国人市民の交流機会が不足
- 生活の不安の解消、孤立の防止
- 外国人市民の社会参画促進に向けた効果的な事業実施
- 外国人市民の活躍機会の創出

施策の方向性

- ① 多文化共生の意識啓発・醸成
- ② 外国人市民の社会参画促進

成果指標（短期）

■ 「多文化共生が重要である」と考える市民の割合

（日本人市民及び外国人市民の各調査値）

【2023】— % → 【2027】50.0%以上 → 【2032】80.0%以上

【指標設定理由】

「多文化共生」は「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」であり、市民の多文化共生意識が醸成されることや、外国人市民の考えが多文化共生施策に生かされていくことにより、札幌市で「多文化共生」ということが重要であると認識する市民が増加していくと考え、当該数値を成果指標と設定しました。

当該数値は基準となる調査値はありませんが、令和3年度第3回市民意識調査において、「多文化共生」という言葉を知っている日本人市民の割合が45.5%であったことから、少なくとも現状値はこれより低いと推測されます。市民に多文化共生が重要であることを実感してもらい、さらに波及させることを念頭に、短期では外国人市民を含めた過半数、長期では大多数の市民が同様の考えを持っている社会を目指していきます。

³⁹ 【国際交流員】自治体の国際交流担当部局等で、主に国際交流活動に従事する外国青年など。

2) るべき姿と主な取組の方向性

目標3-① 多文化共生の意識啓発・醸成

るべき姿

- 短期** ■ 地域に多様な国籍の市民がいることを多くの人が認識し、多文化共生について知る機会が確保されています。
- 長期** ■ 日本人と外国人が地域などにおいて交流し、お互いの文化について理解を深めています。
■ 多様な文化的背景を持つ人が同じまちで共に暮らしているという意識が、市民において広く共有されています。

直近で取り組んでいく主な取組の方向性

異文化体験や交流機会の充実

- 國際交流員や外国人市民パートナー、外国人留学生などの学校・地域などへの派遣を通じ、様々な文化に触れることにより異文化理解を促進するとともに、特に次世代を担う青少年に対して多文化共生意識を育む機会を積極的に提供していきます。
- 駐日外国公館等や外国人コミュニティなどが行う交流イベントを通じて、多文化共生意識の醸成に向けた普及啓発を実施していきます。

日本人市民に対する意識の啓発

- 地域や企業に向けた外国人市民との共生や「やさしい日本語」などに関する普及啓発活動を通じて外国人市民への認識や理解を深め、多文化共生意識の醸成に取り組みます。
- 札幌国際プラザや札幌国際交流館⁴⁰、JICA 北海道センター、札幌留学生交流センターなどにおいて交流事業や啓発事業を実施するほか、スポーツや文化、趣味などを通じた地域単位での交流を支援していきます。
- 多文化共生意識の醸成を図る取組を通じて、外国人市民に対する偏見の解消や包摶意識の啓発に努めます。

⁴⁰ 【札幌国際交流館】札幌市白石区にある、スポーツや文化活動を通じて国際交流を推進し、相互理解及び親善を深めることを目的とした、国際交流の拠点的施設。

<Column>国際交流員

国際交流員は、自治体の国際交流担当部局等で主に国際交流活動に従事する外国青年のことであり、JET プログラム³⁷により、自治体国際化協会 (CLAIR)³⁸などの協力のもと各自治体へ配属されます。札幌市においても、7名（2023 年 9 月時点）の職員が勤務しています。

国際交流員は、通訳業務、札幌市の資料などの翻訳業務、姉妹・友好都市との交流に係る調整、小学校・中学校などへの出前講座、SNSなどを通じた文化の発信など札幌市の国際化を推進する様々な業務に携わっています。

近年は、感染症拡大の影響により、相互訪問などの交流が難しい状況にありましたが、姉妹・友好都市の小・中学校とのオンライン交流など新たな取組を行っており、国際交流員がコーディネーターとしての役割を発揮しています。

また、国際交流員は、駐日外国公館から大使などが来訪した際には、札幌市長をはじめとした札幌市側の通訳を行うなど、海外との関係構築において重要な任務を担っており、市民との交流から要人の対応まで非常に幅広い場面で活躍しています。

これから、多文化共生や国際交流などの取組を進めていくにあたって、国際交流員が果たす役割はますます重要になっていくと考えています。海外の文化や習慣等を伝え、アドバイスをする身近な存在として、海外と日本をつなぐ架け橋となるよう活動します。



札幌市の国際交流員 札幌市時計台にて 2023 年 8 月



学生のオンライン交流の様子
(札幌市澄川西小学校×韓国・大田市ドゥンサン小学校)



ドイツ・ミュンヘン市長と札幌市のオンライン対談の様子

³⁷ 【JET プログラム】「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称。地方自治体が総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下に実施。主に海外の青年を招致し、地方自治体、教育委員会及び全国の小・中学校や高等学校で、国際交流の業務と外国語教育に携わることにより、地域レベルでの草の根の国際化を推進することを目的とする。

³⁸ 【CLAIR】一般財団法人自治体国際化協会 (Council of Local Authorities for International Relations) の略称。人的交流プログラム「JET プログラム」の推進、自治体の海外活動や海外自治体との交流の支援、海外の地方自治に関する調査研究、多文化共生社会推進の取組など「地域の国際化」のための活動を行う。

目標3-② 外国人市民の社会参画促進

るべき姿

短 期

■外国人市民が市政やまちづくりについて意見を述べる機会が確保されています。

長 期

■外国人市民の意見が広く市政に活かされ、多様性に富んだまちづくりが進行しています。

■外国人市民が地域社会の担い手として活躍し、多様性と包摂性のあるまちになっています。

直近で取り組んでいく主な取組の方向性

外国人市民のまちづくりへの参加機会の拡充

- 外国人市民の多様な意見や視点を取り入れ、多文化共生施策等に活かしていくため、外国人市民の意見を聞くための継続的な枠組みを立ち上げ、定期的にニーズの把握を行っていきます。
- 「札幌災害外国人支援チーム “SAFE”」など、外国人市民がその能力を活かし、活躍できるような手法を検討していきます。
- 外国人市民パートナー事業の登録を促進するとともに、地域などとのマッチングに取り組みます。

外国人市民の意見の多文化共生施策への反映

- さっぽろ外国人相談窓口や外国人市民の意見を聞く場において得られた様々な声を市役所において組織横断的に共有し、外国人市民が抱える不便や不安の解消に取り組むとともに、外国人市民・日本人市民がともに安心して暮らせる環境づくりに活かしていきます。（目標1-①関連）
- 外国人市民の意識調査を定期的に実施し、ニーズを把握することによって、多文化共生施策のより効果的な実施方法を検討していきます。

1) これまでの主な取組、検討課題、施策の方向性

札幌市は、これまでに5つの都市（アメリカ合衆国・ポートランド市、ドイツ連邦共和国・ミュンヘン市、中華人民共和国・瀋陽市、ロシア連邦・ノボシビルスク市、大韓民国・大田広域市）と姉妹・友好都市の盟約⁴³を締結しています。これらの姉妹・友好都市をはじめ、さまざまな都市と幅広い分野における交流を通じて、友好・親善関係を深めてきました。

また、札幌市は“冬は資源であり、財産である”というスローガンのもと、世界中の積雪又は寒冷という気象条件の下でまちづくりを行う冬の都市が集まり、冬の技術や経験、取組を学び合うためのネットワーク「世界冬の都市市長会」を1981年（昭和56年）に提唱し、海外との都市間ネットワークを築いています。

加えて、世界のさまざまな都市とは、地球規模で対応が求められる課題に対する協力関係を築いていくことも重要です。特に、昨今、環境問題や貧困、紛争などは1つの国や都市で解決できるものではありません。札幌市は、国際社会の一員として地球規模の課題の解決に取り組みます。



図 4-10 札幌市の姉妹・友好都市位置図

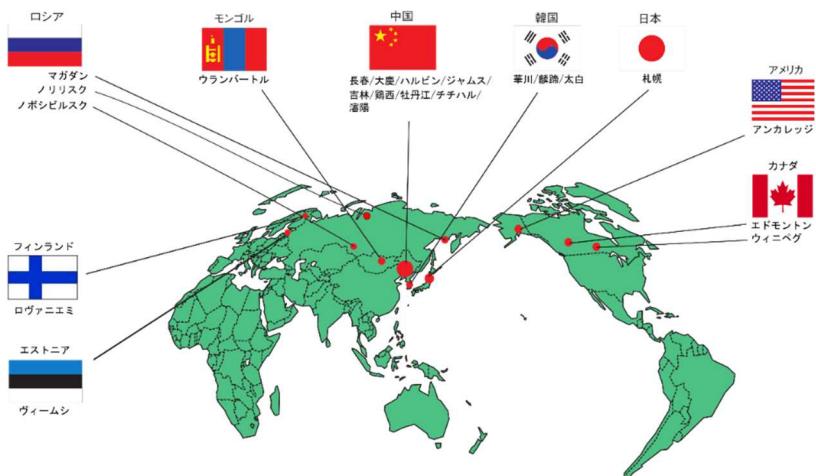


図 4-11 世界冬の都市市長会 会員都市（9カ国 22都市、2023年10月時点）

⁴³【盟約】固く誓い、約束すること。また、その約束。

これまでの主な取組

- 姉妹・友好都市とは、周年事業を実施し交流を深めてきたほか、感染症拡大下においても小・中学生同士のオンライン交流を実施するなど、友好・親善関係を深める取組を行ってきました。
- 2016年（平成28年）には「世界冬の都市市長会議」を第1回会議以来34年ぶりに札幌で開催し、積雪寒冷地の都市同士の学び合いを行うとともに、札幌の魅力を世界の諸都市に発信しました。
- また国際協力として、JICAが実施する研修事業における海外研修員の受入や、草の根協力事業⁴⁰への参画による技術協力を実施しているほか、フェアトレード⁴¹の理念の普及啓発や難民等への理解を深める取組を行っています。

検討課題

- 姉妹・友好都市及び世界冬の都市市長会の認知度の向上
- 姉妹・友好都市交流における市民交流の担い手の発掘
- 世界冬の都市市長会で得られる知見のまちづくりへのさらなる活用
- 地球規模で対応が必要な課題に対する市民の理解や関心、支援意識の向上
- 札幌市が取り組む国際協力事業の市民への積極的な周知

施策の方向性

- ① 姉妹・友好都市をはじめとする国際交流の推進
- ② 世界冬の都市市長会の活用
- ③ 国際協力への理解促進

成果指標

■姉妹・友好都市をはじめとした海外諸都市との往来や外国人との交流等を通して、異文化を理解し、世界の都市と友好を深めていくことに関心がある人の割合

【2022】 41.6% → 【2027】 50.0% → 【2032】 70.0%

(指標達成度調査)

【指標設定理由】

国際交流や国際協力を通じて、世界の諸都市・地域などとつながることは、市民の海外への関心度を高めるとともに、国際理解・異文化理解を促進することから、世界の都市と友好を深めていくことに関心がある市民の割合を指標としました。姉妹・友好都市を基軸とした国際交流、世界冬の都市市長会議の開催、国際協力への関わりを深めていくことで、国際社会への関心度を高めていきます。

⁴⁴ 【草の根協力事業】国際協力の意思のある日本のNGO/CSO、その他民間の団体、地方公共団体または大学が、開発途上国の住民を対象として、その地域の経済及び社会の開発または復興に協力することを目的として自己の利益に関わりなく行う国際協力活動。

⁴⁵ 【フェアトレード】伝統的な手工芸品や農産物を公正な価格で取引することで、開発途上国の生産者や労働者の経済的・社会的な自立を支援する取組。

2) るべき姿と主な取組の方向性

目標4-① 姉妹・友好都市をはじめとする国際交流の推進

るべき姿

短 期

- 姉妹・友好都市のことを知っている市民が増えています。

長 期

- 市民が姉妹・友好都市などに関連した様々な交流事業に参加しており、国際交流に関心を持つ市民が増えています。
- 姉妹・友好都市などと様々な分野における交流が進むとともに互いの知見が共有され、まちづくりに活用されています。
- 国際交流などを通じて市民が国際理解を深める機会が確保され、国際的な視野を持つ人材が育成されているとともに、市民の多文化共生への意識が向上しています。

直近で取り組んでいく主な取組の方向性

姉妹・友好都市等との交流機会の確保

- 市民の姉妹・友好都市の認知度向上に向け、これまでに培ってきたネットワークを活用した多様な交流を継続するとともに、姉妹・友好都市への理解を深めるための広報を行うことなどにより、市民が姉妹・友好都市を知り、親しみを感じるよう取り組みます。
- 青少年が国際理解を深める機会を確保するため、姉妹・友好都市を中心とした海外の学校との交流機会の創出を図るとともに、文化、芸術、スポーツなどによる交流や海外への児童・生徒の派遣、海外からの児童・生徒の受け入れなどを行っていきます。
- 市民団体などが実施する国際交流事業などを支援していきます。

海外諸都市等との連携・協力関係の構築

- 姉妹・友好都市をはじめとした海外諸都市や外国政府機関等が有する知見をまちづくりに活かすため、分野間連携をはじめとした互恵的関係⁴⁶の構築を進めていきます。

留学生の受入体制の拡充

- 留学生は、専門的な知識や技術を学びに来札している一方、海外の文化や習慣等を市民に伝えるなど札幌と海外の架け橋となる貴重な存在であり、札幌に愛着を持つもらえるような機会を設けるほか、留学生の誘致についても大学等の高等教育機関と連携しながら進めています。また、留学生交流センター等を通じた支援をはじめ、増加を続ける留学生に対する効果的な取組について検討、拡充をしていきます。

⁴⁶ 【互恵的関係】相互に利益を与え合うような関係。

<Column>姉妹、友好都市のことを知っていますか？

札幌市は、海外の5つの都市と姉妹・友好都市提携の盟約を結んでいます。

ここでは、その姉妹・友好都市についてご紹介します。

■ ポートランド市（アメリカ合衆国）  1959年（昭和34年）11月17日提携



アメリカ北西部オレゴン州に位置し、「バラの都市」という愛称を持つ人口約64万人（2022年）の都市であり、札幌市が初めて姉妹都市提携を行った都市。毎年6月頃に開催される「ポートランド・ローズフェスティバル」では国内外から多くの観光客が訪れる。クラフトビールやワインの製造が盛ん。

■ ミュンヘン市（ドイツ連邦共和国）  1972年（昭和47年）8月28日提携



ドイツ南部バイエルン州の州都であり人口約158万人（2023年）を擁するドイツ第3の都市。毎年9月頃には世界最大級のビールの祭典「オクトーバーフェスト」が開かれる。札幌市で冬に開催している「ミュンヘン・クリスマスマーケット」はその名のとおりミュンヘン市のクリスマスマーケットをお手本としている。

■ 瀋陽市（中華人民共和国）  1980年（昭和55年）11月18日提携



中国東北地方南部にある遼寧省の省都であり、人口約912万人（2023年）を数える都市。中国有数の重工業都市であるほか、農業も盛んであり、中国東北地方の政治・経済・文化・交通の中核を担う。現存する清代最古の宮殿建築である「瀋陽故宮」は世界文化遺産に指定されており、多くの観光客を魅了している。

■ ノボシビルスク市（ロシア連邦）  1990年（平成2年）6月13日提携



ロシア西シベリア中部ノボシビルスク州の州都であり、人口約164万人（2023年）の都市。音楽、バレエ、演劇など優れた芸術・文化を誇るほか、学術の一大中心都市である。「ノボシビルスク国立オペラ・バレエ劇場」はロシア最大の劇場であり、ロシア演劇界で最も評価の高い「ゴールデンマスク」を何度も受賞。

■ 大田広域市（大韓民国）  2010年（平成22年）10月22日提携



大韓民国の中心部に位置し、人口約145万人（2023年）を有する韓国第5の都市。ソウルからKTX（韓国高速鉄道）で1時間ほどの距離に位置し、高速道路・鉄道が交差する交通の要衝であるほか、1993年（平成5年）には大田世界博覧会（科学エキスポ）が開催され、韓国一の「科学技術都市」として発展を続けている。

目標4-② 世界冬の都市市長会の活用

あるべき姿

短 期

- 世界冬の都市市長会のことを知っている市民が増えており、市長会への市民の関心が高まっています。

長 期

- 世界冬の都市市長会が多くの人々に知られ、そのネットワークを学術機関や企業が活用するなど、活動が活性化しています。
- 世界冬の都市市長会で得られた知見が、まちづくりの課題解決に活用されるとともに、市長会の国際ネットワークとしての価値がさらに向上し、札幌市の国際社会におけるプレゼンス⁴⁷が高まっています。

直近で取り組んでいく主な取組の方向性

世界冬の都市市長会の活性化

- 市民が世界冬の都市市長会のことを知り、積雪寒冷地における取組などへの関心が高まるよう、効果的な広報・情報発信に取り組みます。
- 学術機関、企業などの参画を見据えた活動を展開するなど、世界冬の都市市長会がより多様な主体を巻き込んだ会議体となり、活動がさらに活性化するよう取組を進めます。

世界冬の都市市長会で得られる学びの活用

- 世界冬の都市市長会議や関連事業を通して得られる積雪寒冷地における知見や先進的な事例を、まちづくりにおける様々な分野の取組にさらに活用していきます。

国際社会でのプレゼンス向上

- 世界冬の都市市長会が活性化し、その知見が国際的に活用され、国際ネットワークとしての価値がさらに向上することで、札幌市の国際社会でのプレゼンスの向上を目指します。

⁴⁷ 【プレゼンス】存在感、影響力。

<Column>世界冬の都市市長会

「世界冬の都市市長会」は“冬は資源であり、財産である”というスローガンのもと、世界中の冬の都市が集まり、冬の技術や経験、取組を学び合うためのネットワークです。気候・風土の似ている世界の北方都市が集まり、共通する課題について話し合い、快適な北方都市を創造することを目的に1981年（昭和56年）に「北方都市会議」を札幌市が提唱したのが始まりで、会の設立当初から札幌市長が会長を務めています。



第17回世界冬の都市市長会議（2016年、日本・札幌）

1982年（昭和57年）に第1回北方都市会議が札幌で開催されて以来、1994年（平成5年）に会員制の組織として「北方都市市長会」が設立され、2004年（平成16年）には更なる発展を目指し名称を「世界冬の都市市長会」に変更しました。その後も継続して会議や関連事業が開催され、原則2年に1回開催される市長会議では、市長自ら各都市のまちづくりに関する取組を紹介し、市長同士が率直に意見交換する恰好の機会となっています。

2016年（平成28年）には、第1回会議以来34年ぶりに札幌で「世界冬の都市市長会議」を開催しました。札幌会議では『冬の都市のまちづくり～独自性とその魅力～』をメインテーマに、冬の都市だからこそ持ち得るまちの魅力に着目し、冬を活用したまちづくりだけでなく冬以外の季節の気候特性を生かしたまちづくりや、環境に配慮した持続可能なまちづくりなどについて議論されました。

また、札幌会議と併催した「冬の都市見本市」及び「冬の都市フォーラム」では、会議参加都市などによるブース出展や都市の魅力紹介が行われたほか、市長会ネットワークの活用事例や、持続可能な開発目標（SDGs）など国連の活動に関する講演が行われました。



第19回世界冬の都市市長会議
(2021年、フィンランド・ロヴァニエミ)

2020年以降、感染症の拡大下において、世界冬の都市市長会の活動は困難を極めましたが、2021年に開催された第19回のロヴァニエミ会議では、会員都市間での時差などもある中、市長会議初のオンライン開催を行いました。オンライン形式という新たな手法を活用し会議を実施できることで市長会の結束を再確認するとともに、オンラインでは代替できない対面交流、そして困難な状況を乗り越えていくための国際都市間の協力の重要性を、更に示唆するものとなりました。

2024年度（令和6年度）に予定している第20回会議については、約8年ぶりに札幌で開催する予定です。「世界冬の都市市長会議」の札幌での開催をきっかけに、より一層冬の都市のまちづくりに关心を持ってもらえるよう、準備を進めていきます。

目標4-③ 国際協力への理解促進

あるべき姿

- ◀ 短期 ■ 市民が国際協力の取組で、どのようなことが行われているか知っています。
- ◀ 長期 ■ 國際協力などに係る活動が十分に理解され、地球規模の課題に対する市民の関心が高まっています。
■ 市民が地球規模の課題を自分事として認識し、それが自らできることについて行動しています。

直近で取り組んでいく主な取組の方向性

国際協力に関する行政の積極的関与

- JICA 研修事業などによる海外研修員の受け入れや草の根協力事業などによる職員の現地派遣を通じ、積雪寒冷地である札幌市が有する優れた技術や経験などを開発途上国に伝え、国際社会の発展に貢献します。
- 札幌市がフェアトレードタウン⁴⁸に認定されていることを踏まえ、市民に向けてフェアトレードの理念の普及啓発を行っていくとともに、多様な主体との関与・連携により、取組の輪を広げていきます。
- 国連 UNHCR 協会⁴⁹などの国際関係機関と連携し、難民等の国際情勢について考え、理解を深める取組を進めます。
- 環境問題やエネルギー問題、気候変動、貧困など、地球規模の課題の解決に向けて、様々な分野で SDGs の目標を意識した取組を行っていきます。

国際協力に対する市民理解の促進

- 国際協力に係る市民の関心を高めていくため、JICA 研修事業などの国際協力事業に係る成果を市民に広く周知していきます。
- 青少年等に対するフェアトレードに関する普及啓発活動などを通じて、地球規模の課題に対する関心を高め、国際感覚豊かな人づくりにつなげていきます。

⁴⁸ 【フェアトレードタウン】市民、企業、教育機関、行政などが一体となって「まちぐるみ」でフェアトレードの輪を広げる活動を推進している自治体。

⁴⁹ 【国連 UNHCR 協会】国連の難民支援機関である UNHCR (The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees : 国連難民高等弁務官事務所) の活動を支える日本の公式支援窓口。

<Column> JICAとの連携事業

札幌市では、開発途上国との友好親善を深めるとともに、開発途上国「人づくり」「国づくり」に貢献するため、JICAと連携した海外からの研修生の受け入れや海外への専門職員の派遣を行っています。

札幌市水道局では、「札幌水道ビジョン」におけるパートナーシップの方向性として「海外とのパートナーシップ」を掲げ、海外への技術協力や技術交流に取り組み、安全で清浄な飲料水の確保に寄与するとともに、国際技術協力事業において、新規開発や拡張を行っている水道システムの整備や維持管理の向上などに札幌市の職員が携わることで職員の育成も図っています。

JICA課題別研修「上水道施設技術総合（B）」では、水道計画や水質管理、配水管管理などに加え、給水管の配管、配水管の接合などに係る実習を通じ、札幌市が培ってきた技術や水道事業のノウハウを開発途上国の技術者に伝えており、1993年（平成5年）のコース創設以来、毎年研修員を受け入れています。



JICA草の根技術協力事業の普及・啓発ポスター
(ネパール国ポカラ市給配水管理業務の体系化を目指した技術協力事業)



上水道の配管実習の様子
JICA課題別研修「上水道施設技術総合（B）」

また、海外からの研修員の受け入れを行うだけではなく、開発途上国現地での技術協力なども行っています。

札幌市水道局では、JICA草の根技術協力事業の枠組で、2016年度から3か年の事業としてモンゴル国ウランバートル市において、「モンゴル国ウランバートル市送配水機能改善協力事業」を行いました。また、2021年度（令和3年度）からは、ネパール国ポカラ市との間で「ネパール国ポカラ市給配水管理業務の体系化を目指した技術協力事業」を開始しており、ポカラ市の水道事業の課題解決のため、技術者の技術力向上を図るほか、業務の体系化や効率化などを図るために研修を実施します。事業開始直後は感染症の影響により、オンラインによる研修を中心していましたが、2023年度（令和5年度）

より実地での実習等を予定しており、技術移転の促進が期待されています。

今回は札幌市水道局の取組を紹介しましたが、道路の維持管理や廃棄物管理、教育分野など、札幌市は様々な分野において国際協力をしています。今後も、JICAと緊密に連携を図り、札幌市が培ってきた様々な分野のノウハウを海外に伝えていきます。

目標5 みんながともに歩むまち <推進体制>

1) これまでの主な取組、検討課題、施策の方向性

外国人市民も日本人市民も安心・安全に暮らすことができる社会をつくっていくためには、これまでに示してきた基本目標において掲げてきたことを社会全体で連携・協力をして進めていく必要があります。

そのため、市役所における組織横断的な体制により多様化する課題に対応していく必要があるとともに、公益財団法人札幌国際プラザをはじめ、市民活動団体、行政機関、企業、教育機関など様々な主体が連携し、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めていくことが重要です。

札幌市多文化共生・国際交流基本方針において目指す姿である「世界中の多様な人々とともに生きる都市さっぽろ」の実現を図るため、協働していきます。

なお、在留資格等に関する制度変更やGXの推進など様々な要因によって外国人市民数が急激に増加する可能性があります。こうした可能性を確固たるものにしていくためには、多くの外国人に選ばれる魅力的なまちにしていくことが重要です。そのために、各目標で掲げているるべき姿の早期実現に向け、具体的な施策をすみやかに検討・実施します。

これまでの主な取組

- 多文化共生や国際交流の取組の推進に当たり、札幌市と札幌国際プラザは、相互に連携・協働し、さっぽろ外国人相談窓口の運営をはじめとした様々な取組を進めてきました。
- 外国人市民への日本語学習や生活・言語面での支援、姉妹都市交流など、幅広い分野において市民ボランティアや市民活動団体などが活躍しています。
- 札幌市は大学や企業等との連携を進めており、協力関係を構築することによりその知見などを事業に活かしてきました。
- 国、北海道、国際協力機関、外国公館などと緊密な連携を図り、課題などを共有することにより、よりよい施策の展開に向けた関係を構築しています。

検討課題

- 外国人市民の増加等に伴う、市の様々な部署における外国人市民への対応力向上
- 市民が多く利用する公共施設における外国人市民への対応力向上
- 外国人市民の生活の不便・不安の解消や孤立防止に向けた部局横断的な対応
- 札幌国際プラザのさらなる認知度の向上
- 外国人市民の支援などを行っているボランティア団体等の持続性
- 市とともに多文化共生社会の実現に取り組む主体の拡大

施策の方向性



- ① 市役所の組織横断的な協働体制の構築
- ② 札幌国際プラザと一体となった施策推進体制の構築
- ③ 市民活動団体等との連携
- ④ 行政・関係機関、企業、大学等との連携

成果指標

■市とともに多文化共生社会の実現に取り組む団体・企業等の数

【2022】20団体 → 【2027】40団体・企業 → 【2032】80団体・企業

【指標設定理由】

多文化共生を進めるにあたっては、札幌市役所が一丸となって取り組むこと、札幌市と札幌国際プラザが緊密に連携取り組んでいくことは当然のことながら、札幌市役所と連携・協力を図り、共に多文化共生を推進していく主体が増えるとともに、この関係の輪が広がっていくことで、より一層取組が加速していくと考えられます。

このため、札幌市役所と多文化共生社会の実現に取り組む団体・企業等の数を成果指標とし、短期の目標値として、40の団体・企業、長期の目標値として80の団体・企業との協力関係の構築を目指します。

2) るべき姿と主な取組の方向性

目標5-① 市役所の組織横断的な推進体制の構築

るべき姿

- 短 期** ■多文化共生施策に係る情報が市役所の様々な部署で広く共有されています。
- 長 期** ■多文化共生に関する視点が様々な事業に反映され、市役所が組織横断的に多文化共生施策を推進し、外国人市民への対応力が向上しています。
■外国人市民が困難を抱えることなく、日本人市民と同様に行政サービスを享受しています。

直近で取り組んでいく主な取組の方向性

市役所における組織横断的な推進体制の確立

- 外国人市民の生活環境の整備等について市役所全体で対応していくため、多文化共生に係る内容を組織横断的な枠組等で検討し、施策の改善に取り組みます。
- 市役所職員に対して多文化共生や「やさしい日本語」の研修を継続的に実施し、多文化共生意識の普及啓発を図るとともに、外国人市民への対応力向上につながる働きかけを実施します。

目標5-② 札幌国際プラザと一緒にとなった施策推進体制の構築

あるべき姿

- 短 期** ■札幌国際プラザ及びその活動内容を知っている市民が増えています。
- 長 期** ■札幌国際プラザが多文化共生の拠点としてその役割をさらに發揮し、外国人市民の相談対応に幅広く対応しているほか、情報発信、市民活動団体に対する支援、交流の場の創出などが活発に行われています。
■札幌国際プラザの取組が多文化共生社会の推進に不可欠なものとなり、市民と行政をつなぐかけ橋として存在感を示しています。

直近で取り組んでいく主な取組の方向性

札幌国際プラザの認知度の向上

- 札幌国際プラザが外国人市民からも日本人市民からも広く知られるよう、戦略的プロモーションによる周知を図るなど、認知度の向上に向けた取組を進めます。
- 市民の異文化理解や国際交流を促進する事業の実施や、外国人市民が札幌で安全・安心な生活を送ることができるよう暮らしに役立つ情報を提供し、多文化共生社会を推進するための活動拠点として多くの人が知ることになるよう取組を進めます。

札幌国際プラザの持続的な事業実施体制の構築

- 札幌国際プラザは札幌市が出資している団体であることを踏まえ、団体の運営や実施事業がより効果的な多文化共生のまちづくりにつながるよう、効果的かつ適正な規模の支援等を実施します。

目標5-③ 市民活動団体等との連携

あるべき姿

短 期

- ボランティア団体などの市民活動団体や外国人コミュニティなどの活動について、協力関係が構築できています。

長 期

- ボランティア団体などの市民活動団体や外国人コミュニティなど、市とともに多文化共生社会の実現に取り組む団体等が増えています。
- ボランティア団体などの市民活動団体や外国人コミュニティなどが多文化共生社会において活躍し、持続的に活動を行えています。

直近で取り組んでいく主な取組の方向性

多文化共生や国際交流を担う団体の持続的な活動に向けた支援

- 市民に対して日本語教育、多文化共生や国際交流などの推進に資するボランティア制度の周知を図るとともに、担い手の発掘や育成に取り組みます。
- 市民ボランティア団体が持続的に活動できる場を提供するなど、活動が持続的に行えるようにするための支援を行います。
- 多文化共生や国際交流の推進に取り組む団体の情報を把握するとともに、情報発信などにかかる支援を行います。

目標5-④ 行政・関係機関、企業、大学等との連携

るべき姿

短 期

■行政・関係機関、企業、大学等との情報交換、交流を行い、多文化共生社会の推進に向けた協力関係を築けています。

長 期

■行政・関係機関、企業、大学等と連携し、より効果的に多文化共生や国際交流の施策を推進しています。

■行政・関係機関、企業、大学等が有する多文化共生や国際交流に関する知見が相乗効果を發揮し、新たな取組が行われています。

直近で取り組んでいく分野ごとの主な施策の方向性

行政・関係機関、企業、大学等との連携による効果的な施策の推進

- 多文化共生社会の推進のため、行政・関係機関や企業、大学等と、引き続き協力関係を持つとともに、特定の分野における連携をはじめ、より具体的な施策につながる関係の構築を進めていきます。
- 北海道と札幌市の間における多文化共生社会の実現に向けた連携協議会などを通じ、多文化共生施策における北海道との協力関係を強化します。